

**北秋田市
高齢者福祉計画・
第7期介護保険事業計画**

平成30年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画の趣旨・概要.....	1
2. 基本理念と基本目標.....	6
第2章 高齢者施策の現状・課題・取り組み.....	11
1. 北秋田市の高齢者の状況と推計.....	11
2. 日常生活圏域ニーズ調査結果から.....	16
3. 在宅介護実態調査から.....	28
4. 介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果から.....	29
5. 介護保険サービス事業所の配置.....	34
6. 本計画の重点的に取り組む課題.....	35
7. サービス事業所の整備方針について.....	38
第3章 基本目標1）介護保険事業の推進.....	41
1. 介護保険サービス別の利用状況を踏まえた見込みの算出.....	41
2. 介護保険事業の運用（介護保険料の算出）.....	68
第4章 基本目標2）地域包括ケアシステムの深化.....	73
1. 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実.....	73
2. 在宅医療・介護連携の推進.....	76
3. 認知症支援施策の推進.....	76
4. 生活支援体制整備の推進.....	78
第5章 基本目標3）介護予防と持続的な心身の健康づくり.....	81
1. 健康づくりの支援と各種サービスの推進.....	81
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	88
3. 自立した生活を支える福祉サービスの推進.....	92
第6章 基本目標4）高齢者の生きがいつくりと活動の場づくり.....	99
1. 高齢者の元気づくりの促進.....	99
2. 多様な交流活動・地域活動の推進.....	100
第7章 基本目標5）高齢者をやさしくつつむ環境づくり.....	101
1. 地域全体で支えあう体制づくりの推進.....	101
2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進.....	102
3. 高齢者の権利擁護の推進.....	104
第8章 計画の評価・検証.....	105
1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて.....	105
2. 計画の進行管理と推進について.....	105
参考資料.....	107
北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会.....	107

元号表記について

この計画中の年の表記は、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以降を表す場合でも、元号を「平成」としています。

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨・概要

(1) 計画策定の背景と目的

わが国の高齢化は、引き続き急速に進んでいます。内閣府の平成29年度版高齢社会白書によると、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は平成28年が27.3%となっています。また、平成27年現在の平均寿命は、男性80.75年、女性86.99年と、前年に比べて男性は0.25年、女性は0.16年上回っています。人口減少社会となっているにも関わらず今後も高齢者人口は増加が見込まれており、ピーク時(平成54年)には3,878万人になると推計されています。その結果として、加齢による虚弱や認知症などにより介護が必要な高齢者の増加は避けられません。

本市においても、人口の減少が続く一方で、高齢者人口は増加傾向が続き、高齢化率は平成27年度が40.0%でしたが、平成29年度で41.7%と、ここ数年毎年ほぼ1%ずつ上昇しています。また、秋田県平均高齢化率(平成26年35.5%。秋田県平成29年度老人月間関係資料、平成29年7月1日現在)よりも高い水準で推移しています。

『第2次北秋田市総合計画』においても、「住民が主役の“もり”のまち」の実現に向けて、高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防への支援や、在宅生活支援等が施策の方向として位置付けられており、市としてもその基盤の確保を図ってきました。また、地域包括ケアシステムの構築・運用に向けて取り組んできました。

平成29年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に適切なサービスが提供されるようにすることが求められています。

本計画は、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、高齢者が住み慣れた地域で、自立して健やかに安心して暮らせるように、各施策が切れ目なく推進していくことを目指し策定します。

今回の制度改正は、持続可能な介護保険制度の確立と地域包括ケアシステムの構築を目指して実施されました。主な内容は、以下のとおりです。

【目的】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにします。

地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

- 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取り組み内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- 介護保険事業計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- 財政的インセンティブ（保険者の取り組みに対する交付金）の付与の規定の整備【介護保険法の改正】
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）【介護保険法の改正】
- 居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化として、市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる。【介護保険法の改正】
- 認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたりハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）を制度上明確化【介護保険法の改正】

②医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設【介護保険法、医療法等の改正】
- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）する【介護保険法等の改正（公布日施行）】

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
 - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）【介護保険法、老人福祉法等の改正】

介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合を3割とする（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）【介護保険法の改正（平成30年8月1日施行）】

②介護納付金における総報酬割の導入

- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする【介護保険法、健康保険法等の改正（平成29年7月1日施行）※平成29年8月分より実施】

(2) 計画の概要

① 計画の位置付け

北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」で構成される法定計画です。また、65 歳以上の高齢者を対象とした保健福祉や生涯学習、介護保険を含めた高齢者施策などの総合的な計画であり、「第 2 次北秋田市総合計画」の高齢者保健福祉部門に位置付けられます。国の指針や「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」や「秋田県地域ケア体制整備構想」等と整合性を図りながら策定します。

第 2 次北秋田市総合計画（基本構想期間：平成 28 年度～37 年度）では、『住民が主役の“もり”のまち ～森吉山などの自然を活かし、ぬくもりや見まもりで地域をもち上げる』を将来都市像（目指すまちの姿）に掲げており、高齢者施策を含む福祉分野は、『お互いが 尊敬しあう 明るいまちづくり』を基本理念にしています。施策としては、「高齢者福祉の充実」に加え、「地域福祉の充実」「障がい者福祉の充実」及び重点プロジェクトである「地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立」が関連施策として位置付けられます。

また、市民の健康寿命の延伸や高齢者の健康維持の観点からは、『第 2 期けんこう北秋田 21 計画』の、高齢期（65 歳以上）における目標である「積極的に地域・社会との交流を図り、心身の健康づくりに努め疾病予防と介護予防に取り組みます」との取り組みと連携をとりながら推進します。また、医療と福祉の連携強化が求められるなか、本市においては平成 22 年に「北秋田市新医療整備基本構想（基本構想期間：平成 22 年度～32 年度）」を策定しています。本計画は、これらの関連計画との整合を図りながら策定します。

② 計画の期間

高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。平成 32 年度に見直しを行い、次期（第 8 期）計画を策定します。

なお、高齢者像並びに高齢者を取り巻く状況がより一層変化することが予想されることから、平成 37 年度末のわが国及び市の高齢者を取り巻く状況を勘案したものとしています。

③計画の策定体制

計画の策定にあたっては、国の示す日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査をベースに、介護保険サービスに関することや介護予防・健康保持への取り組み等、市の独自項目を取り入れてアンケート調査を実施しました。あわせて居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、利用者やケアマネジメント業務の現状と意向把握のためのアンケート調査や、パブリックコメントを通じて市民の方々から広く意見をいただき、施策検討のための基礎資料としました。

その結果を踏まえ、「北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会」において協議を重ね、計画を策定しました。

【日常生活圏域ニーズ調査の概要】

1. 調査対象者	平成 29 年6月1日現在、北秋田市に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援認定を受けて自宅で生活している高齢者（要支援1・2）
2. 配布数	1,500 件
3. 回答数	950 件（うち有効回答数 949）
4. 回収率	63.3%（有効回答数の回収率も同）
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	平成 29 年6月 27 日～7月 14 日

【在宅介護実態調査の概要】

1. 調査対象者	平成 29 年6月1日現在、北秋田市に居住し、要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者（要介護1～5）
2. 調査数	500 件
3. 回答数	310 件（うち有効回答数 307）
4. 回収率	62.0%（有効回答数の回収率は 61.4%）
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	平成 29 年6月 27 日～7月 14 日

【介護支援専門員（ケアマネジャー）調査の概要】

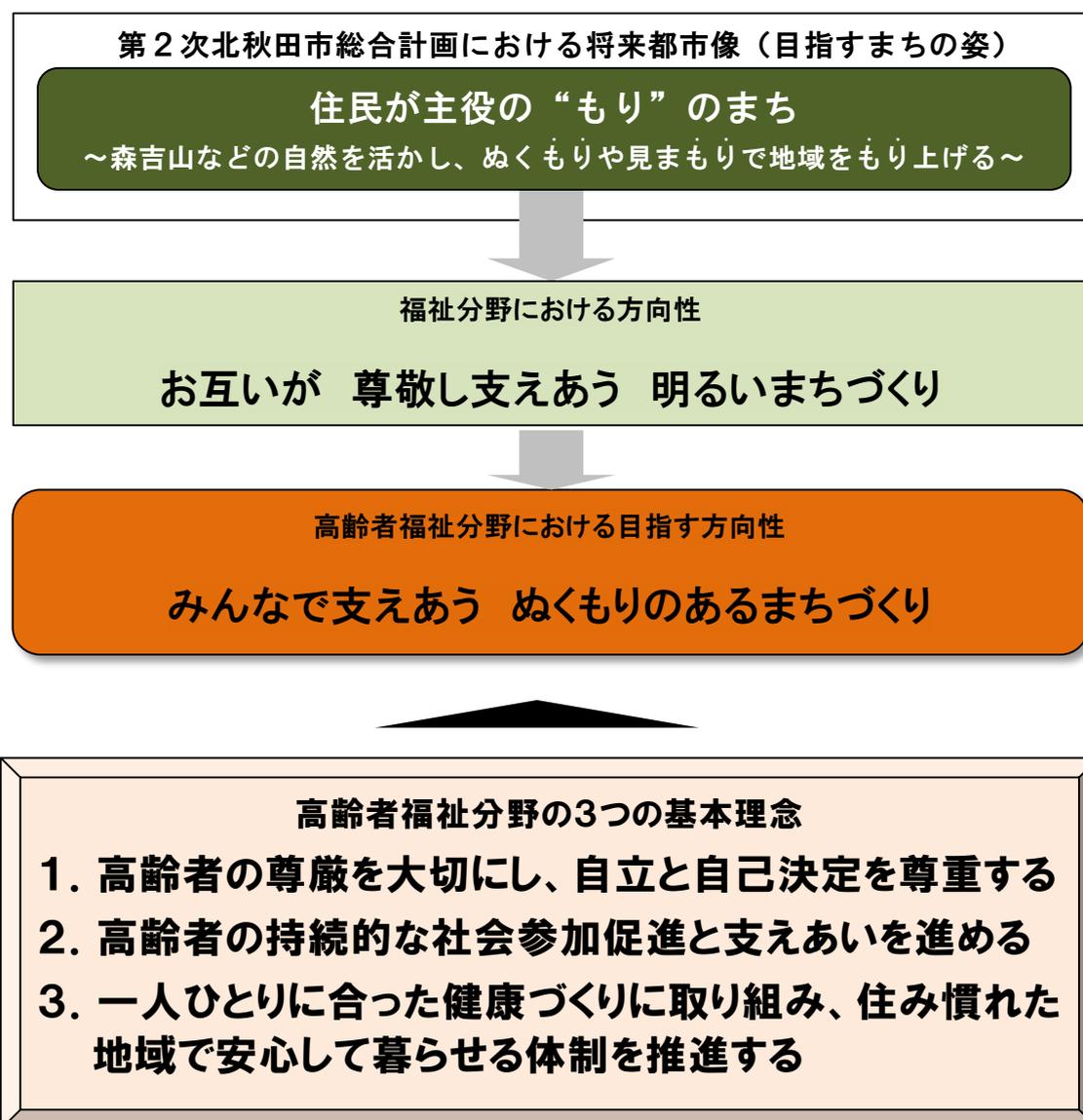
1. 調査対象者	市内の居宅介護支援事業所の全介護支援専門員（ケアマネジャー）
2. 配布数	55 件
3. 回答数	52 件
4. 回収率	94.5%
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	平成 29 年6月 27 日～7月 14 日

2. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本計画は、第6期計画までの成果や課題を引き継ぎつつ、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者を迎える平成37年度を見据え、今後3年間のなかで、生涯にわたって生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要になっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めていきます。

本市の総合計画に掲げるまちづくりの目標を踏まえつつ、以下を計画の基本理念として掲げて推進していきます。



(2) 基本目標と施策の方向性

高齢者一人ひとりの暮らしの選択肢や生活のニーズは、これまで以上に多様になっています。働く意欲がある人が働くことができる環境かどうか、見守りサポートをする家族が近くにいるかどうかなど、自身の心身の健康状況等によっても大きく異なります。

一人ひとりの高齢者が、交流のなかで生きがいを感じるとともに、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立して活動的な暮らしをするためには、身体的な充実にとどまらず、コミュニケーションなどを通じた精神的な支え、地域への社会参加、長年の経験を活かした貢献などが必要です。これらがあって、初めて持続的な高齢者の暮らしが成り立ちます。

また、支援などが必要になった場合でも、介護や保健福祉の専門職や地域の方々を支えられながら、住み慣れた地域で自分らしい元気な暮らしを続けられることが重要です。

このような方針を踏まえ、市民並びに支える事業者の協力や支援を得ながら、第2次北秋田市総合計画の高齢者福祉分野が目指す「みんなで支えあう ぬくもりのあるまちづくり」に向け、次にあげる5つの目標を定めます。

基本目標1) 介護保険事業の推進

第7期介護保険事業計画は、第6期計画に引き続き、団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)を想定して計画します。地域の実情にあわせた介護サービスの充実を考慮し、中長期的な視点に立って、要支援・要介護認定者が必要な介護保険サービスを利用して、持続的に住み慣れた地域で暮らし続けることができるための体制づくりに取り組みます。その上で、高齢者だけでなく地域住民が介護保険制度に関する理解をさらに深めるとともに、市として引き続き円滑な事業運営と介護保険サービスの提供ができるよう推進します。

《施策の方向性》

1. 介護保険サービス別の利用状況を踏まえた見込みの算出
2. 介護保険事業の運用（介護保険料の算出）
3. 介護給付適正化と介護保険制度適正利用の推進

基本目標2) 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生き方を続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスといった制度面でのサポートと、家族や地域といった「顔が見える」関係性での見守りについて、地域包括支援センターを中心として連携を図ることが重要になってきます。持続的に安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、北秋田市一体となって、高齢者の暮らしを支えあえるまちづくりに取り組みます。同時に、増加が見込まれる認知症高齢者が地域で生活できるよう支援します。

《施策の方向性》

1. 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
2. 医療と介護・福祉の連携強化
3. 認知症支援施策の推進
4. 生活支援体制整備の推進

基本目標3) 介護予防と持続的な心身の健康づくり

積極的かつ主体的に地域社会と関わりを持つ高齢者ほど、長寿であるといわれています。高齢期に問題が生じてから、それに対処するのではなく、若年期の健康づくりから高齢期の元気づくりまでをひと続きのものとして考えることが大きな目標となります。そのためにも、ライフステージにあった健康管理、健康づくりを支援していきます。地域包括支援センターと保健センターが中心となり、地域支援事業において壮年期からの健康づくりと連携した介護予防事業を一層推進し、多くの高齢者の参加を促進します。また、各種福祉サービスにより、高齢者やその家族を様々な面から支える体制の充実を図ります。

《施策の方向性》

1. 健康づくりの支援と各種サービスの推進
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
3. 自立した生活を支える福祉サービスの推進

基本目標4) 高齢者の生きがいつくりと活動の場づくり

一人ひとりが自分らしい生き方を保ち、意欲的に暮らせるための環境づくりや、高齢者が今までに蓄積してきた経験と能力を発揮できるような機会の創出など、高齢者の元気を地域に活かし、生きがいをより高める仕組みづくりが求められています。介護が必要な高齢者を元気な高齢者が支えるといった取り組みも重要となってきています。仲間を持ち続け、地域のネットワークに溶け込み、心身ともに健康で自立した高齢者が増えることを目指し、高齢者の生きがいつくりを推進していきます。そのためにも高齢者を支え活躍する場を増やし、地域活力の増進に努めます。

《施策の方向性》

1. 高齢者の元気づくりの促進
2. 多様な交流活動・地域活動の推進

基本目標5) 高齢者をやさしくつつむ環境づくり

地域におけるコミュニケーションを重ねながら世代間の交流が図れるよう、様々な施策との連携を高め、地域を支える活動の場となる施設や体制づくりを推進します。また、快適で移動しやすい環境で暮らし続けられるために必要なまちづくりや安全対策、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、自然災害時における高齢者の移動や避難時の暮らしに配慮します。

《施策の方向性》

1. 地域全体で支えあう体制づくりの推進
2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進
3. 高齢者の権利擁護の推進

第2章 高齢者施策の 現状・課題・取り組み

第2章 高齢者施策の現状・課題・取り組み

1. 北秋田市の高齢者の状況と推計

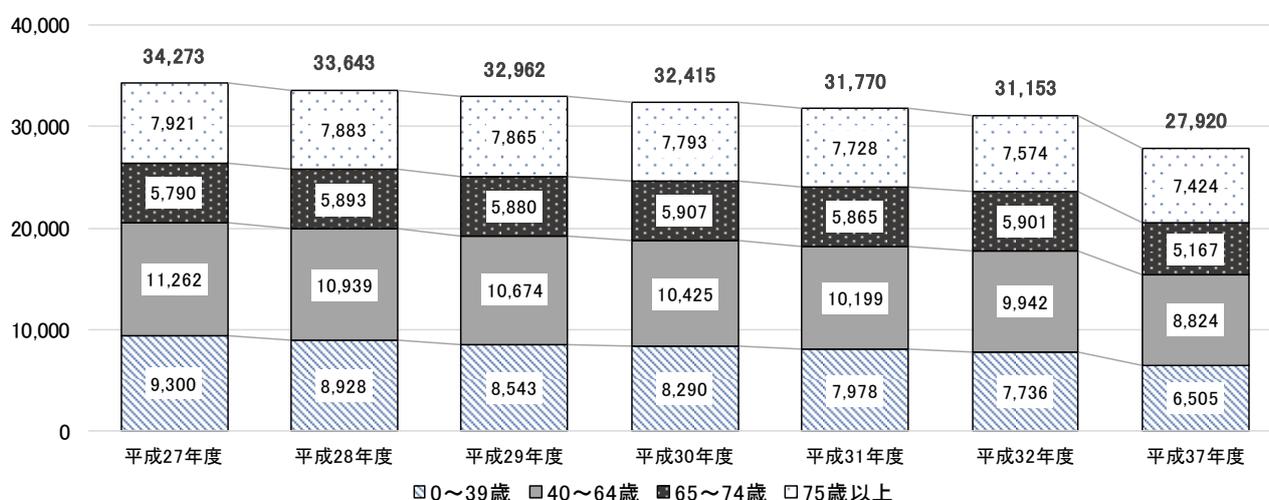
(1) 地勢・人口・世帯数

北秋田市は、秋田県の北部中央に位置し、面積は1,152.5㎢と県域面積の約10%を占め、優れた自然景観や山岳・溪流に恵まれ、豊かな自然環境を残し、盆地とその間を流れる河川の流域には市街地や集落が点在しています。花の百名山として親しまれている県立自然公園森吉山は、クマゲラの棲むブナの原生林や多数の名瀑、冬の巨大な樹氷群を擁するなど、多くの観光資源に恵まれています。気候は内陸性で年間差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いことから、森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されています。

交通網としては、市の北部を東西に国道7号線が通り、鷹巣地区から森吉・阿仁地区を国道105号線が抜け、同じく鷹巣地区からは上小阿仁村を抜けて、国道285号線が秋田市に向かっています。また、JR鷹ノ巣駅に隣接する鷹巣駅は第三セクターの秋田内陸縦貫鉄道の起点であり、角館まで運行されています。さらに、鷹巣地区にある大館能代空港（あきた北空港）からは、東京との間に1日2往復の航空便が就航しており、秋田県北部の交通の要所として機能しています。

総人口は年々減少しており、平成29年度は総人口が32,962人です。今後の推計人口は、今期計画期間の最終年度である平成32年度は31,153人と5%以上の減少が見込まれます。また、平成37年度には、3万人を割り込み27,920人になる見込みです。

【人口の推移(各年度9月末)と推計】



(住民基本台帳より 平成30年度以降は29年度までの推移をもとに推計)

高齢化率は平成 27 年度で 40.0%、平成 29 年度には 41.7%。今後の推計では平成 32 年度は 43.3%、平成 37 年度には伸び率はやや鈍化するものの 45.1%にまで達する見込みで、国の平均である 30.0% (※) を大きく上回ります。(※国の平均見込みは『高齢者白書平成 29 年版』より)

【年齢別比率の推移(各年度 9 月末)と推計】

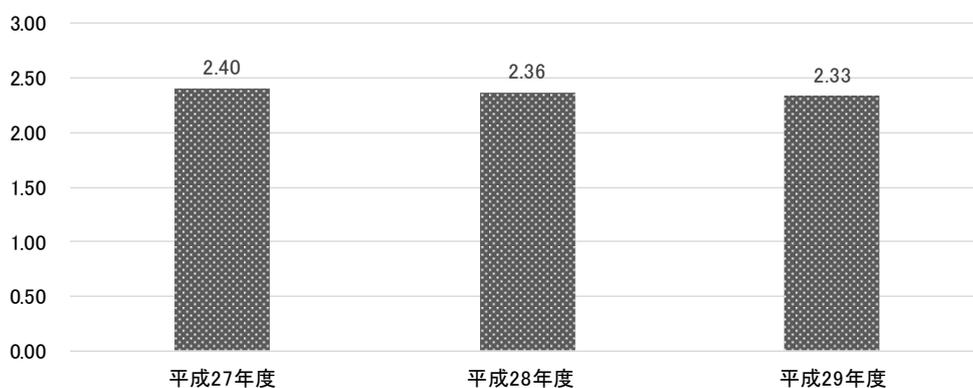
(%)

【比率】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
0～39 歳	27.1	26.5	25.9	25.6	25.1	24.8	23.3
40～64 歳	32.9	32.5	32.4	32.2	32.1	31.9	31.6
65～74 歳	16.9	17.5	17.8	18.2	18.5	18.9	18.5
75 歳以上	23.1	23.4	23.8	24.0	24.3	24.3	26.6
高齢化率 (65 歳以上)	40.0	40.9	41.7	42.3	42.8	43.3	45.1

(住民基本台帳より 平成 30 年度以降は 29 年度までの推移をもとに推計)

市全体の 1 世帯あたりの構成人員については、徐々に減少しており、平成 29 年度は 2.33 人になっています。

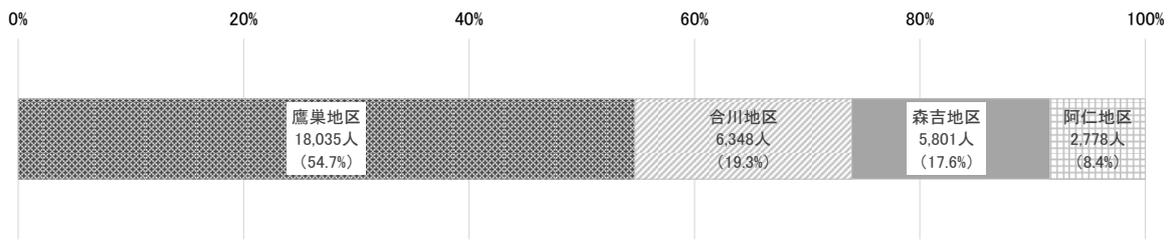
【1 世帯あたりの構成人員(9 月末現在 住民基本台帳より)】



(住民基本台帳より)

平成 29 年度の地区別人口の比率は、鷹巣地区が半数を超えており、合川地区、森吉地区、阿仁地区と続きます。一世帯あたりの構成人員は、森吉地区が 2.43 人に対し阿仁地区 1.99 人と地区別に差があります。

【地区別人口・世帯数世帯平均(平成 29 年 9 月末現在 住民基本台帳より)】



	鷹巣地区	合川地区	森吉地区	阿仁地区	全域
総人口 (人)	18,035	6,348	5,801	2,778	32,962
比率 (%)	54.7%	19.3%	17.6%	8.4%	100.0%
世帯数 (世帯)	7,580	2,794	2,384	1,397	14,155
1世帯平均人数 (人)	2.38	2.27	2.43	1.99	2.33

(2) 主要死亡要因別死亡数・死亡率

死亡数は年間 600 件程度で推移しています。死亡率は全国や県の平均と比べて高くなっており、特に脳血管疾患による死亡の割合が全国や県と比べ高いといえます。

【死亡数及び死亡率】

	死亡数		死亡率			
	北 秋 田 市		市	県	全国	
	平成 26 年	平成 27 年				平成 27 年
総 数	607	597	18.5	14.5	10.3	
うち	悪性新生物	179	168	505.7	408.3	295.5
	脳血管疾患	64	76	228.8	154.0	89.4
	心疾患	101	85	255.8	209.2	156.5

※死亡率は、総数は 1 千人あたりの死亡人数。死因別は人口 10 万人あたりの死亡人数。
毎年 1～12 月の累計。(秋田県衛生統計年鑑より)

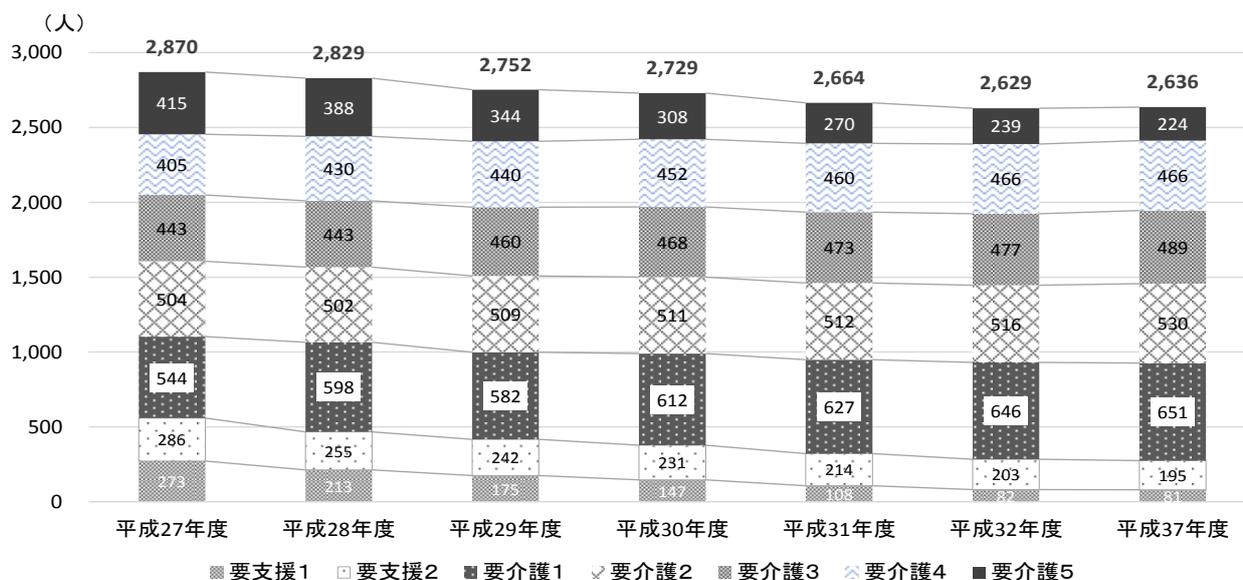
(3) 要介護認定者数の推移と推計

認定者数、認定率とも緩やかに下降しています。計画期間の要介護認定者数は、これまでの推移と今後の動向を勘案し推計します。

【要介護認定者数の推移と推計(実績は介護保険事業状況報告より 各年9月末)】

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
要支援1	273	213	175	147	108	82	81
要支援2	286	255	242	231	214	203	195
要介護1	544	598	582	612	627	646	651
要介護2	504	502	509	511	512	516	530
要介護3	443	443	460	468	473	477	489
要介護4	405	430	440	452	460	466	466
要介護5	415	388	344	308	270	239	224
合計	2,870	2,829	2,752	2,729	2,664	2,629	2,636

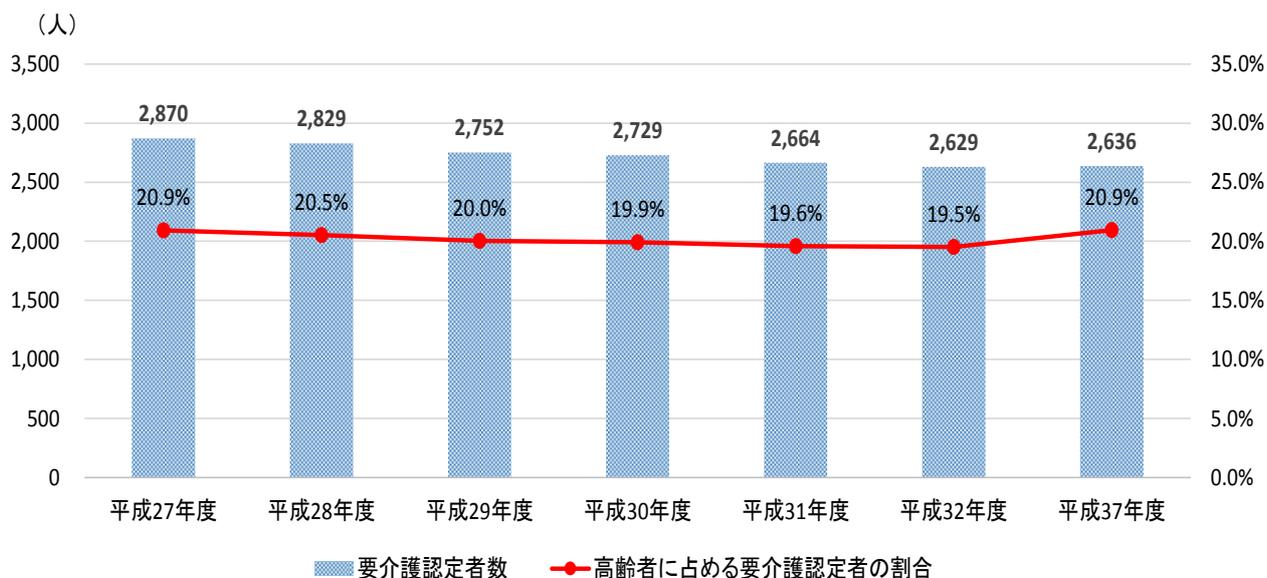


【高齢者に占める要介護認定者数の割合推移（実績は介護保険事業状況報告より 各年9月末）】

(%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
高齢者に占める要介護認定者の割合	20.9%	20.6%	20.2%	19.9%	19.6%	19.5%	20.9%

※要介護認定者には第2号被保険者を含む。(介護保険事業状況報告より)



(4) 介護保険サービス利用者数の推移

計画期間のサービス利用者数は、これまでの推移と今後の動向を踏まえ、また、サービス事業所の整備等を鑑み推計します。

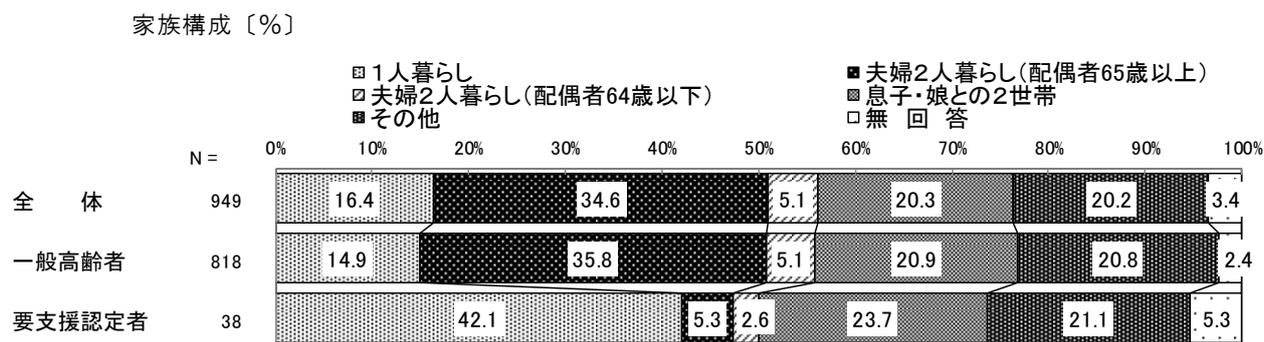
2. 日常生活圏域ニーズ調査結果から

(1) あなたと家族・生活の状況について

① 家族構成をお教えてください

全体では、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が34.6%で最も多く、「息子・娘との2世帯」が20.3%、「その他」が20.2%「1人暮らし」が16.4%と続いています。

一般高齢者では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が35.8%と多く、要支援認定者は「1人暮らし」が42.1%と多くなっています。



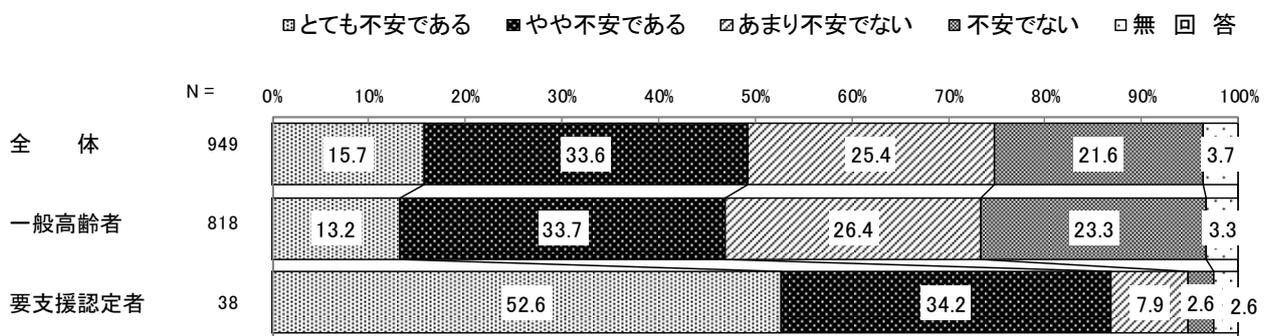
(2) からだを動かすことについて

① 転倒に対する不安は大きいですか

全体では、『不安である（「とても不安である」と「やや不安である」の合計：以下同）』は 49.3% で、『不安でない（「不安でない」と「あまり不安でない」の合計：以下同）』は 47.0% です。一般高齢者では、『不安である』は 46.9%、『不安でない』は 49.7% です。要支援認定者では、『不安である』が 86.8% と多くなっています。

年齢別では、『不安である（「とても不安である」と「やや不安である」の合計）』は 74 歳以下で 40.3%、75～84 歳で 54.7%、85 歳以上は 64.3% です。

転倒に対する不安は大きい〔%〕



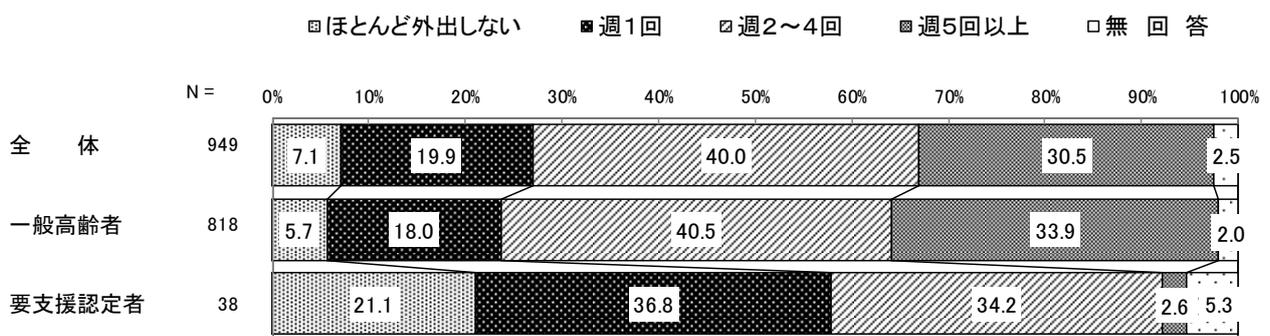
② 週に 1 回以上は外出していますか

全体では、「週 2～4 回」が 40.0% と多く、「週 5 回以上」が 30.5%、「週 1 回」が 19.9% と続いています。

要支援認定者では、「ほとんど外出しない」が 21.1%、週 1 回が 36.8% となります。

年齢別では、「週 5 回以上」が 74 歳以下で 39.0% と多く、年齢が上がると減少し、85 歳以上は 14.8% です。また「ほとんど外出しない」「週 1 回」の合計が 74 歳以下で 19.6% ですが、年齢が上がると増加し、85 歳以上は 46.1% です。

週に 1 回以上は外出している〔%〕



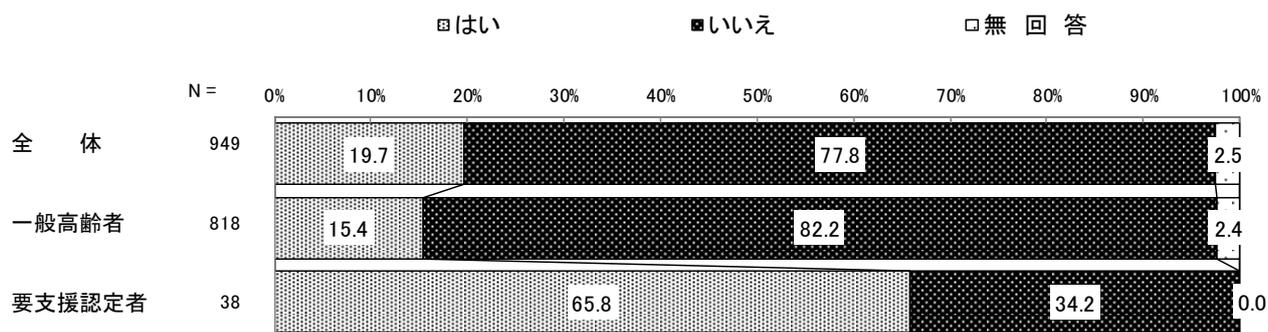
③外出を控えていますか

全体では、「いいえ」が77.8%と多いです。一般高齢者では、「いいえ」が82.2%と多く、要支援認定者では、「はい」が65.8%と多くなっています。

年齢別では、「いいえ」が74歳以下で87.3%と多く、年齢が上がると減少し、75～84歳で73.7%、85歳以上で54.8%です。

家族構成別では、「はい」が「1人暮らし」で23.1%と多いです。

外出を控えていますか〔%〕



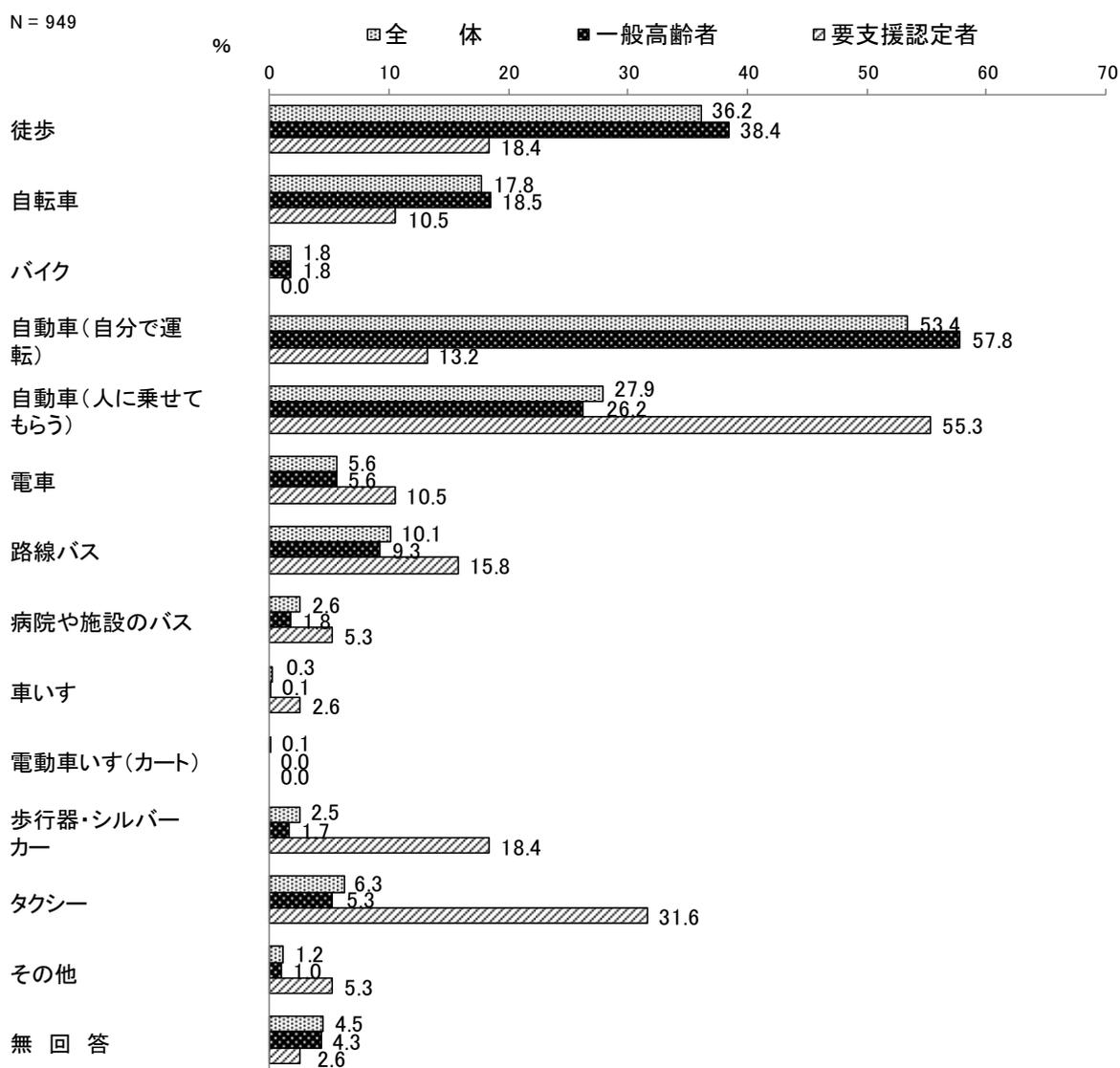
④外出する際の移動手段は何ですか

全体では、「自動車（自分で運転）」が53.4%と多く、「徒歩」が36.2%、「自動車（人に乗せてもらう）」が27.9%と続いています。

一般高齢者では、「自動車（自分で運転）」が57.8%、「徒歩」が38.4%と多く、要支援認定者では、「自動車（人に乗せてもらう）」が55.3%、「タクシー」が31.6%と多く、「路線バス」も15.8%回答されています。

家族構成別では、「自動車（自分で運転）」が夫婦2人暮らし（64歳以下）で72.9%と多いです。「自動車（人に乗せてもらう）」は、息子・娘との2世帯で36.3%と多いです。1人暮らしで「路線バス」が17.9%、「電車」が12.2%と多いです。

外出する際の移動手段〔%・複数回答〕



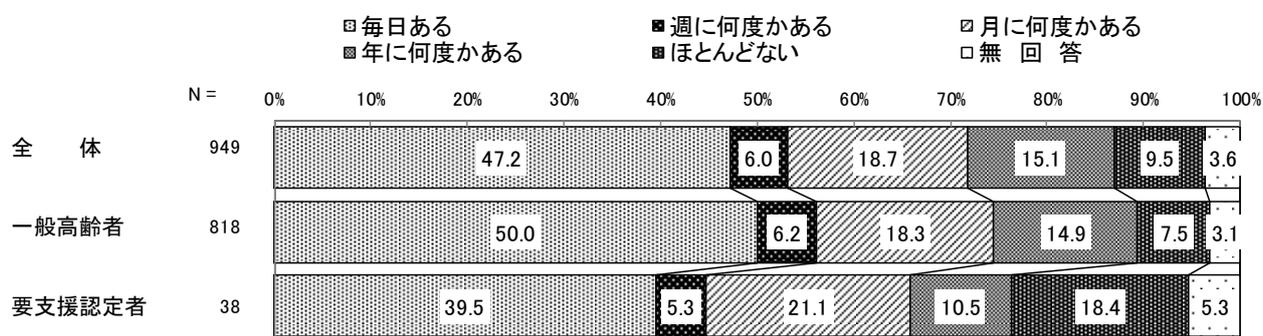
(3) 食べることについて

① どなたかと食事をとる機会がありますか

全体では、「毎日ある」が47.2%と多く、「月に何度かある」が18.7%、「年に何度かある」が15.1%と続いています。一般高齢者では、「毎日ある」50.0%です。要支援認定者では、「毎日ある」が39.5%、「年に何度かある」が10.5%と少なく、「ほとんどない」が18.4%と多いです。

家族構成別では、「毎日ある」がその他、息子・娘との2世帯、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）で60%以上と多く、「月に何度かある」は1人暮らしで42.3%と多いです。

どなたかと食事をとる機会〔%〕



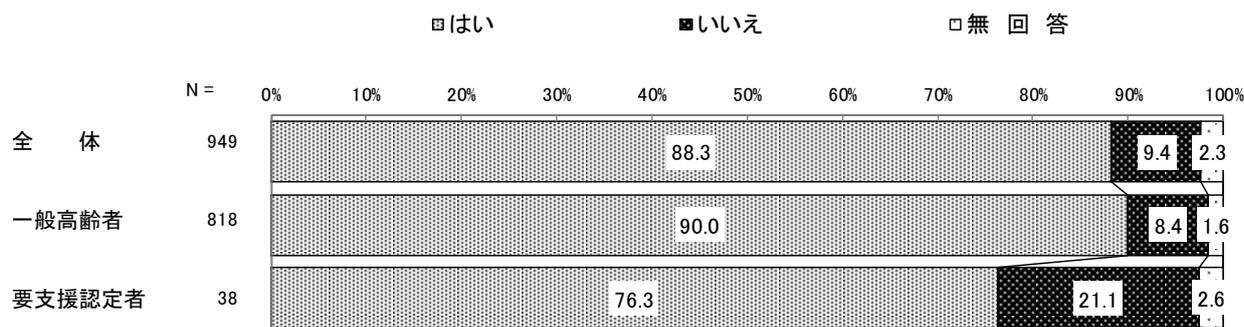
(4) 毎日の生活について

① 新聞を読んでいますか

全体では、「はい」が88.3%と多く、一般高齢者も、「はい」が90.0%と多数を占めています。要支援認定者では、「はい」が76.3%とやや少なく、「いいえ」が21.1%と多いです。

性年齢別では、74歳以下と85歳以上で「はい」が女性よりも男性に多く、85歳以上で男性は93.8%、女性は65.7%です。家族構成別では、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）で「はい」が91.7%と多いです。

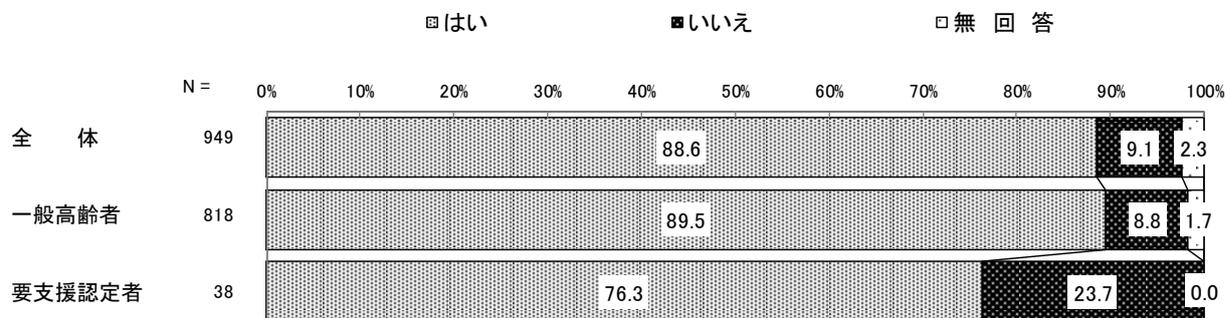
新聞を読んでいますか〔%〕



②健康についての記事や番組に関心がありますか

全体では、「はい」が88.6%と多く、一般高齢者も89.5%と多いです。要支援認定者は、「はい」が76.3%と少なくなっています。

健康についての記事や番組に関心がありますか〔%〕



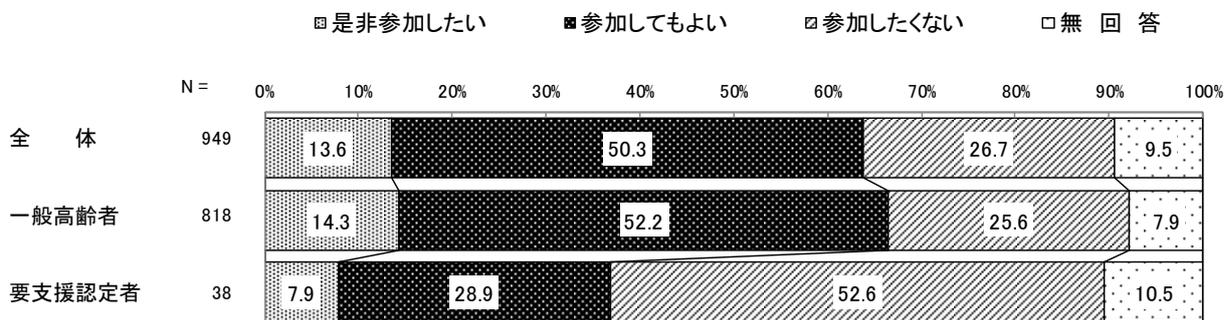
(5) 地域での活動について

①身近なところで、住民同士が協力して開催する、健康づくり活動や趣味等のグループ活動があったら、その活動に参加してみたいと思いますか

全体では、『参加したい(「是非参加したい」「参加してもよい」の合計:以下同)』が63.9%です。一般高齢者では、『参加したい』が66.5%、要支援認定者では36.8%です。

年齢別では、『参加したい』が74歳以下は73.3%、75～84歳で59.9%、85歳以上で44.4%です。家族構成別では、『参加したいの合計』が夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)で68.8%、息子・娘との2世帯で65.8%、夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)で65.0%、その他で64.6%、一人暮らしで60.3%です。

住民同士が開催するグループ活動への参加意向〔%〕

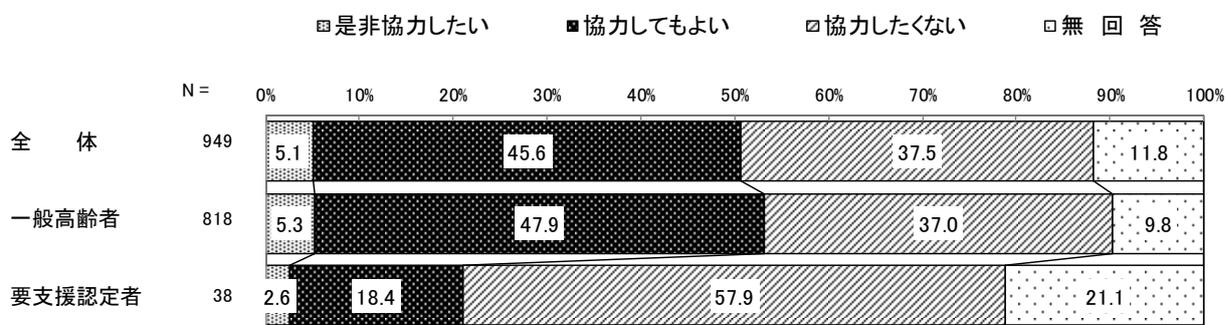


②身近なところで、住民同士が協力して開催する、健康づくり活動や趣味等のグループ活動があったら、その活動に企画・運営（お世話役）として協力してみたいと思いますか

全体では、『協力したい（「是非協力したい」「協力してもよい」の合計：以下同）』が50.7%、一般高齢者では、『協力したい』が53.2%、要支援認定者では21.0%です。

性年齢別では、『協力したい』が74歳以下は61.0%、75～84歳で46.0%、85歳以上で26.9%、各年代ともに女性よりも男性に多いです。「是非協力したい」は75～84歳の男性で10.4%と多く、「協力したくない」は85歳以上の女性で65.7%と多いです。家族構成別では、『協力したい』が夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）で62.5%、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）で55.2%、一人暮らしで48.1%、その他で47.9%、息子・娘との2世帯で47.1%です。

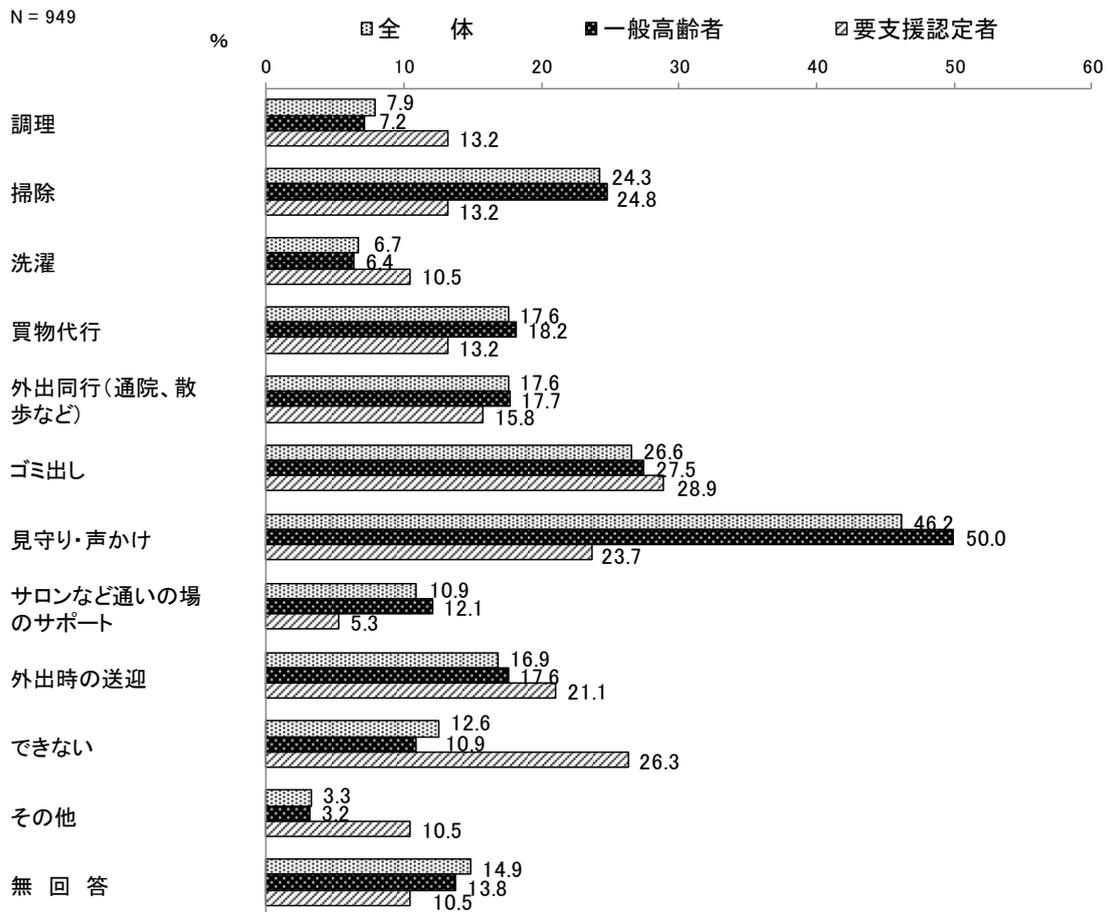
住民同士が開催するグループ活動への企画・運営協力意向〔%〕



③地域でできる支援とはどんなことだと思いますか

全体では、「見守り・声かけ」が46.2%と最も多く、「ゴミ出し」が26.6%、「掃除」が24.3%と続いています。一般高齢者では、「見守り・声かけ」が50.0%と最も多く、「ゴミ出し」が27.5%、「掃除」が24.8%と続いています。要支援認定者では、一般高齢者に比べて「見守り・声かけ」が23.7%と大きく減り、「できない」が26.3%と増えています。

地域でできる支援〔%・複数回答〕



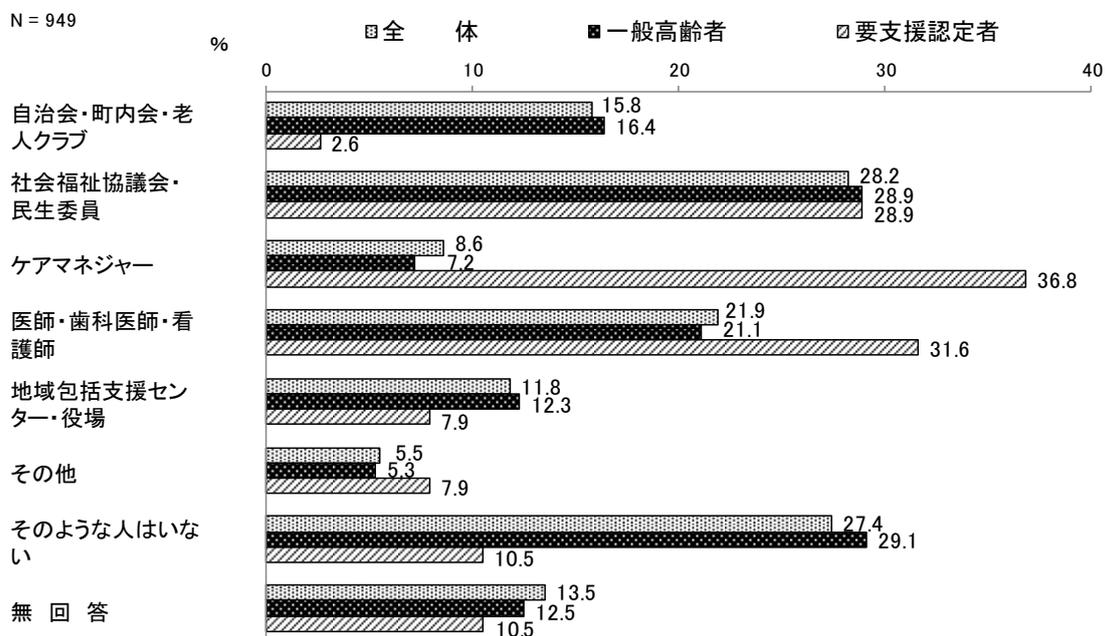
(6)あなたとまわりの人の「たすけあい」について

①家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください

全体では、「社会福祉協議会・民生委員」が 28.2%、「そのような人はいない」が 27.4%、「医師・歯科医師・看護師」が 21.9%と続いています。要支援認定者では、「ケアマネジャー」が 36.8%、「医師・歯科医師・看護師」が 31.6%と多く、「そのような人はいない」が 10.5%、「自治会・町内会・老人クラブ」が 2.6%と少なくなっています。

年齢別では、74 歳以下 (29.8%) と 85 歳以上 (32.2%) で、「そのような人はいない」が多いです。75 歳～84 歳は「社会福祉協議会・民生委員」が多く、32.5% になっています。

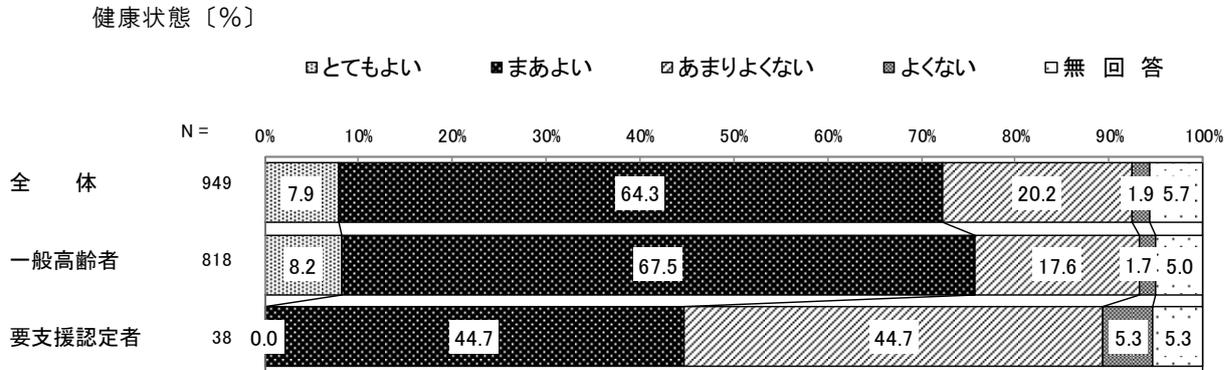
家族や友人・知人以外で相談する相手〔%・複数回答〕



(7) 健康について

①現在のあなたの健康状態はいかがですか

全体では、『よい(「とてもよい」と「まあよい」の合計)』が72.2%と多いですが、『よくない(「あまりよくない」と「よくない」の合計：以下計)』も22.1%回答されています。要支援認定者では、『よくない』が50.0%と多いです。



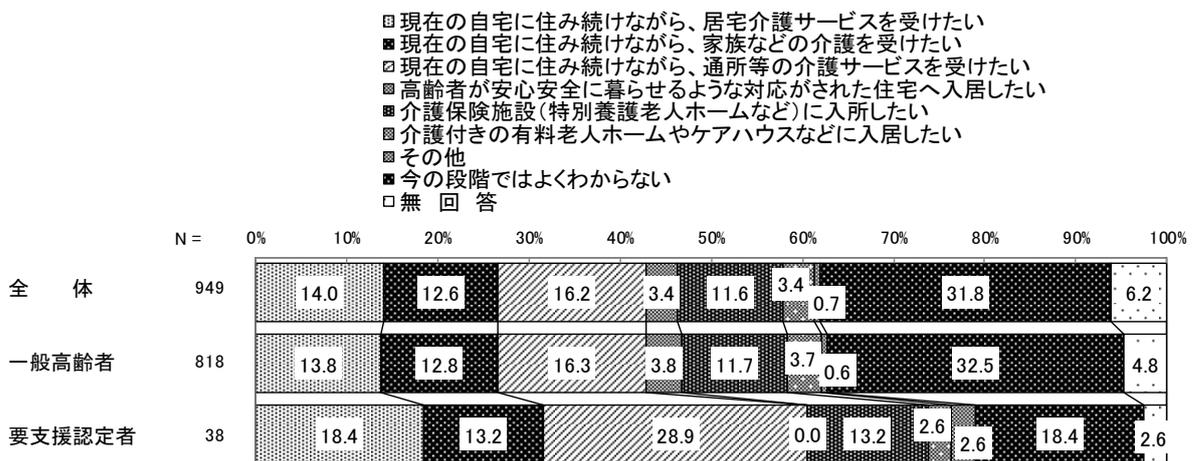
(8) 介護について

①将来自分で身の回りのことができなくなったときあなたはどのような暮らしを希望しますか。次のなかで今のあなたの考えに最も近いものをひとつお選びください

全体では、①『現在の自宅に住み続けたい(「現在の自宅に住み続けながら、居宅介護サービスを受けたい」「現在の自宅に住み続けながら、家族などの介護を受けたい」「現在の自宅に住み続けながら、通所等の介護サービスを受けたい」の合計)』が42.8%、②『施設等に入所したい(「高齢者が安心安全に暮らせるような対応がされた住宅へ入居したい」「介護保険施設(特別養護老人ホームなど)に入所したい」「介護付きの有料老人ホームやケアハウスなどに入居したい」の合計)』が18.4%、③『今の段階ではよくわからない』が31.8%です。

要支援認定者では①『現在の自宅に住み続けたい』が60.5%、②『施設等に入所したい』が15.8%、③『今の段階ではよくわからない』が18.4%です。

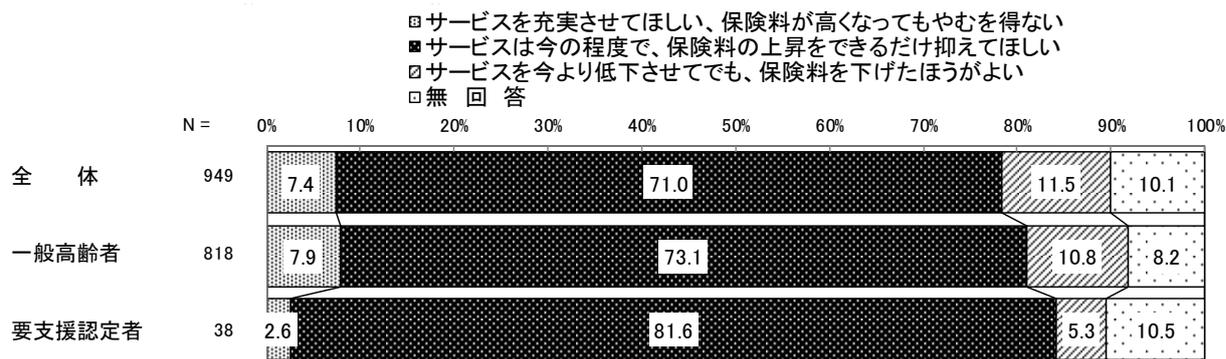
身の回りのことができなくなった場合の暮らし方〔%〕



②これからの介護保険サービスと介護保険料のありかたについて、あなたはどのように希望しますか。次のなかであなたの考えに最も近いものをひとつお選びください

全体では、「サービスを充実させてほしい、保険料が高くなってもやむを得ない」が7.4%、「サービスは今の程度で、保険料の上昇をできるだけ抑えてほしい」が71.0%、「サービスを今より低下させてでも、保険料を下げたほうがよい」が11.5%です。要支援認定者では「サービスは今の程度で、保険料の上昇をできるだけ抑えてほしい」が81.6%と多いです。

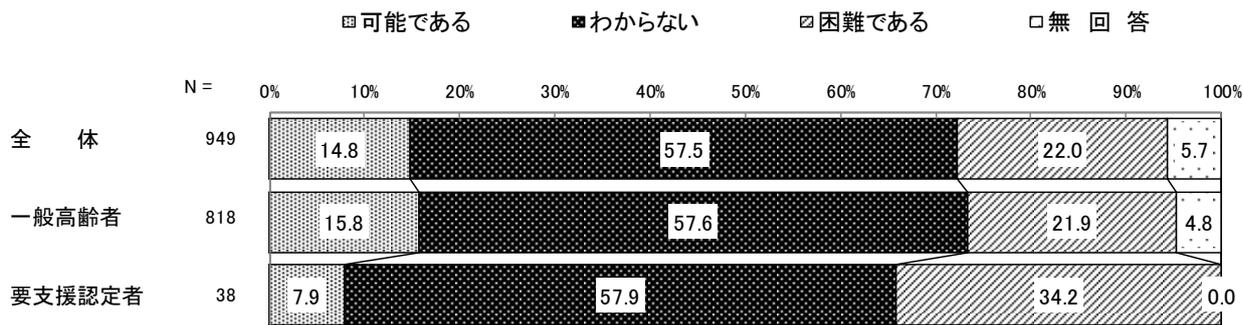
介護保険サービスと介護料のありかた〔%〕



③あなたやあなたの家族が自宅で最期まで過ごすことは可能ですか

全体では、「可能である」が14.8%であるのに対し、「困難である」が22.0%です。なお「わからない」が57.5%です。要支援認定者では「可能である」が7.9%と少なくなり、「困難である」が34.2%と多くなります。

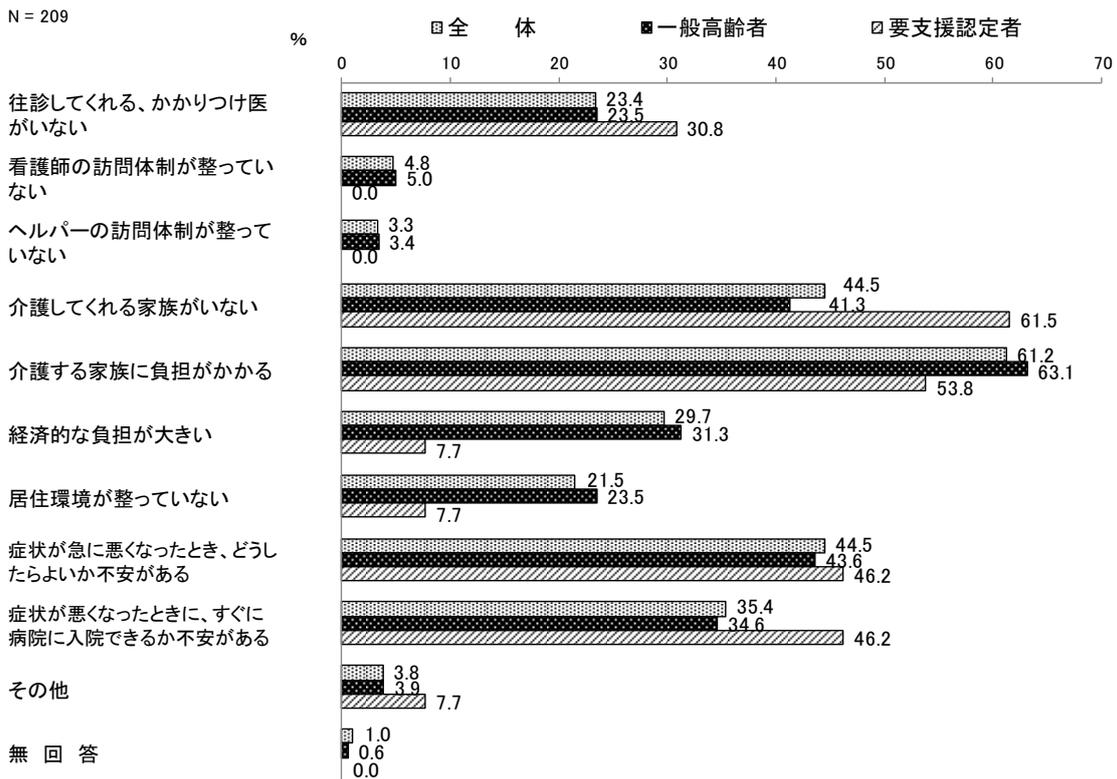
自宅で最期まで過ごすことは可能か〔%〕



④【③において「3. 困難である」の方のみ】 自宅で最期まで過ごすことが難しい理由は何ですか

全体では、「介護する家族に負担がかかる」が61.2%で最も多く、「介護してくれる家族がない」「症状が急に悪くなったとき、どうしたらよいか不安がある」がともに44.5%です。要支援認定者では、「介護してくれる家族がない」が61.5%と最も多く、また、「症状が悪くなったときに、すぐに病院に入院できるか不安がある」が46.2%で全体より10ポイント以上多くなっています。

自宅で最期まで過ごすことが難しい理由〔%・複数回答〕

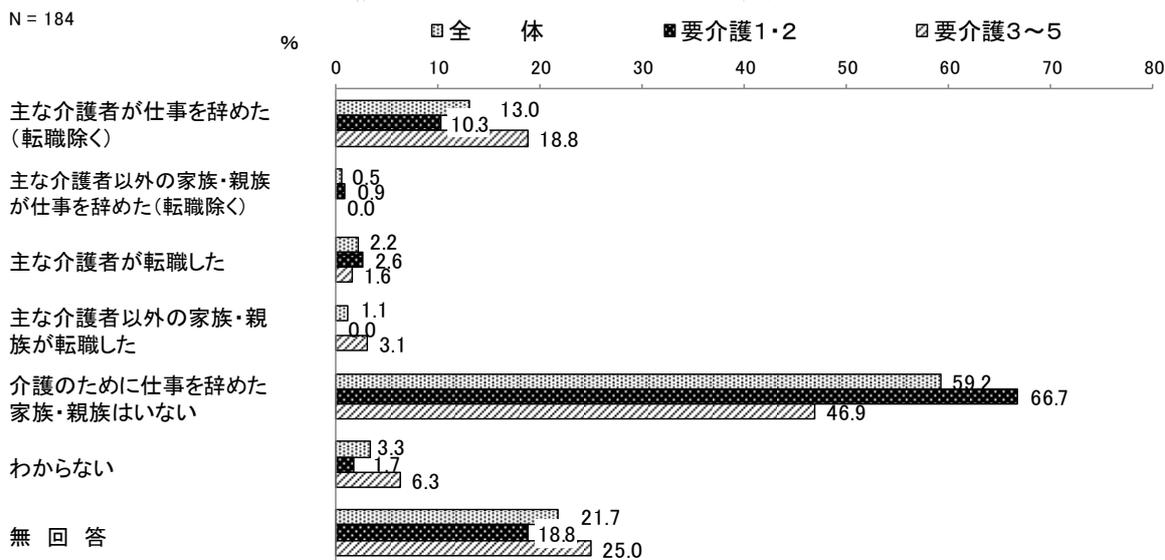


3. 在宅介護実態調査から

- ①ご家族やご親族の中で、封筒のあて名の高齢者様の介護を主な理由に、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）

全体では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が59.2%と多いですが、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」も13.0%います。

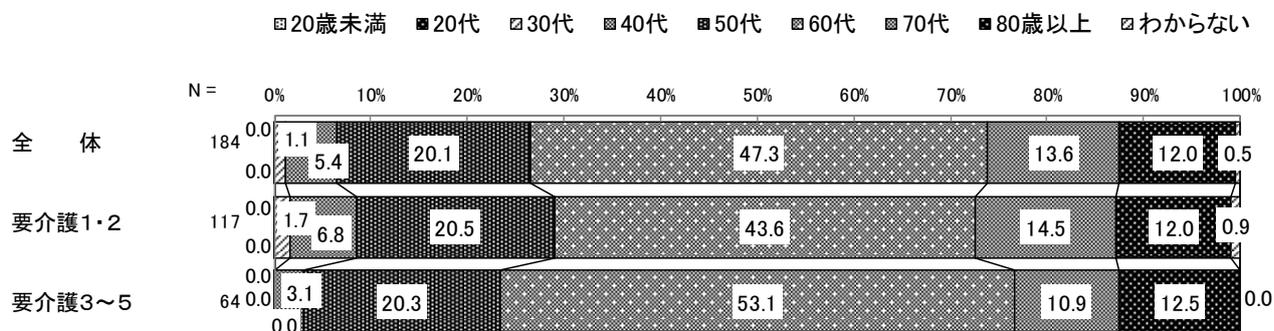
介護を主な理由として仕事を辞めた方〔%・複数回答〕



- ②主な介護者の方の年齢について、ご回答ください

全体では、「60代」が47.3%と多く、「50代」が20.1%、「70代」が13.6%、「80歳以上」が12.0%です。60代以上が72.9%と7割以上を占めます。

主な介護者の年齢〔%〕



4. 介護支援専門員(ケアマネジャー)調査結果から

(1) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の活動状況

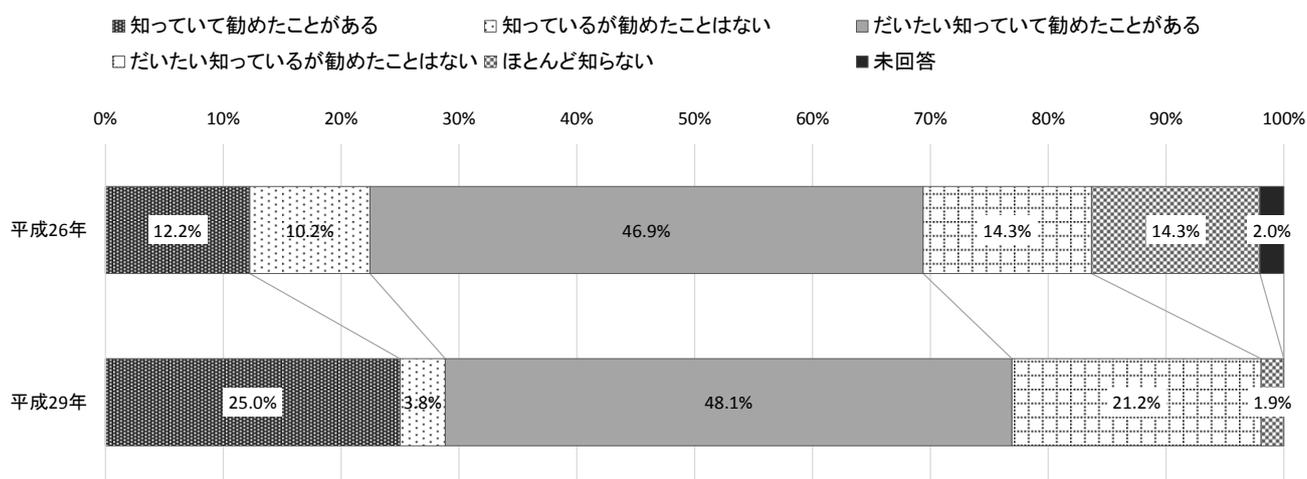
介護支援専門員(ケアマネジャー)としての実務経験	平均 7年4か月
ケアプラン作成している利用者	平均 要介護 25.9人 / 要支援 6.4人
居宅介護支援 1人あたり利用者宅への訪問	1回…55.1% 2～3回…44.9%
居宅介護支援 1回あたり利用者宅での滞在訪問	平均 35.9分

①市保健センターや包括支援センターで行っている健康管理や健康づくり活動を知っていますか

また、利用を勧めたことはありますか

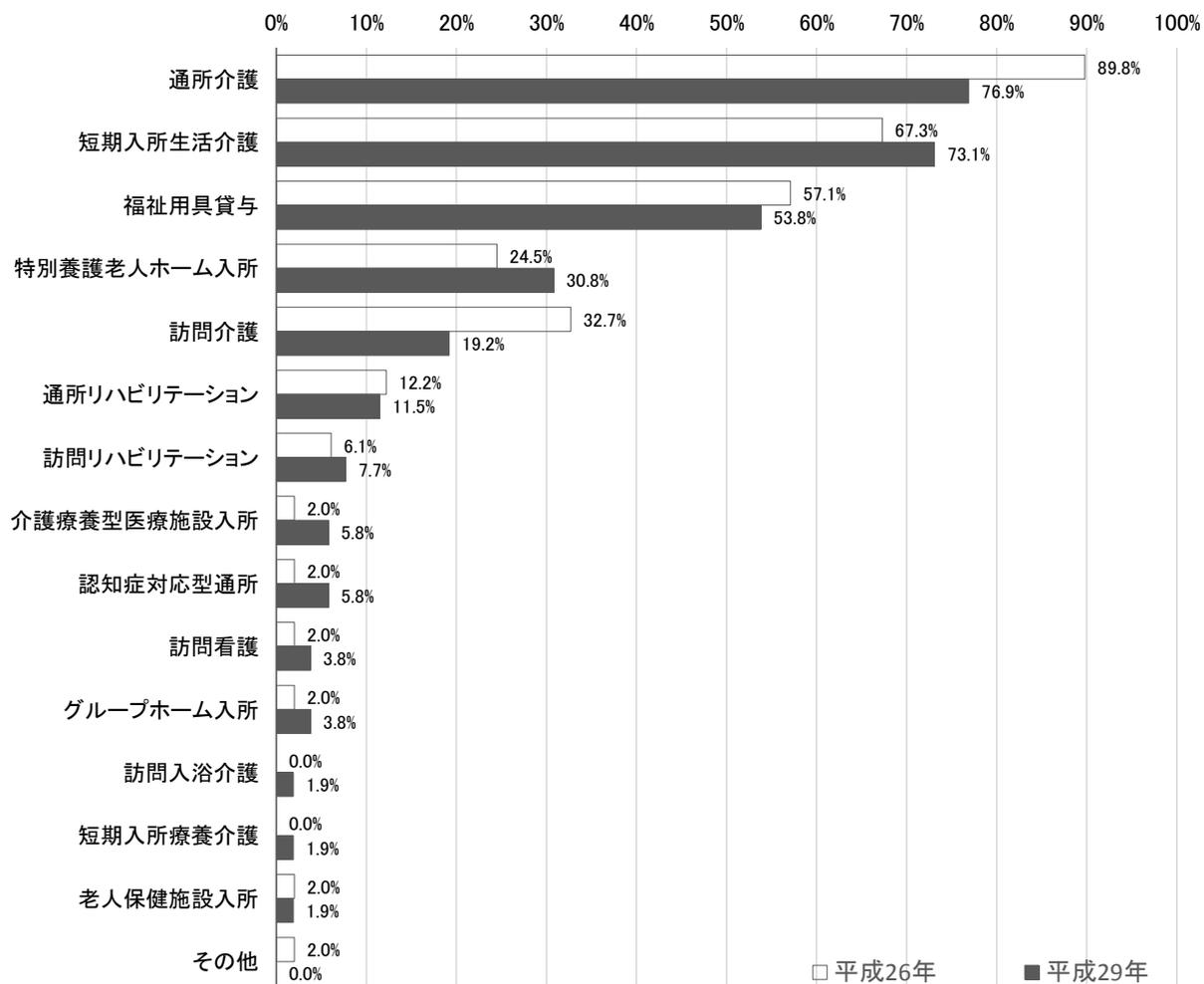
- ・各種健(検)診：特定健診・後期高齢者健診・さわやか健診・各種がん検診(胃・大腸・前立腺・子宮・婦人科超音波・乳・肺)・骨粗しょう症検診・結核検診・肝炎ウイルス検診等
- ・運動教室：のびのび運動教室・スッキリ運動教室
- ・健康教室：はつらつ栄養教室・すこやか健康講座・特定保健指導・骨粗しょう症予防講座
- ・健康相談：電話相談・健康相談・地区巡回相談・いのちとこころの個別相談
- ・二次予防：パワーリハビリ・まめまめ運動教室・あにまめ運動教室

平成26年調査と比べ、平成29年調査では『勧めたことがある(「知っていて勧めたことがある」と「だいたい知っていて勧めたことがある」の合計)』という回答が14ポイント増加しています。また、「ほとんど知らない」という回答が前回の14.3%から1.9%にまで減少し、健康づくりに関する各種活動については、ほぼ知られているという結果です。



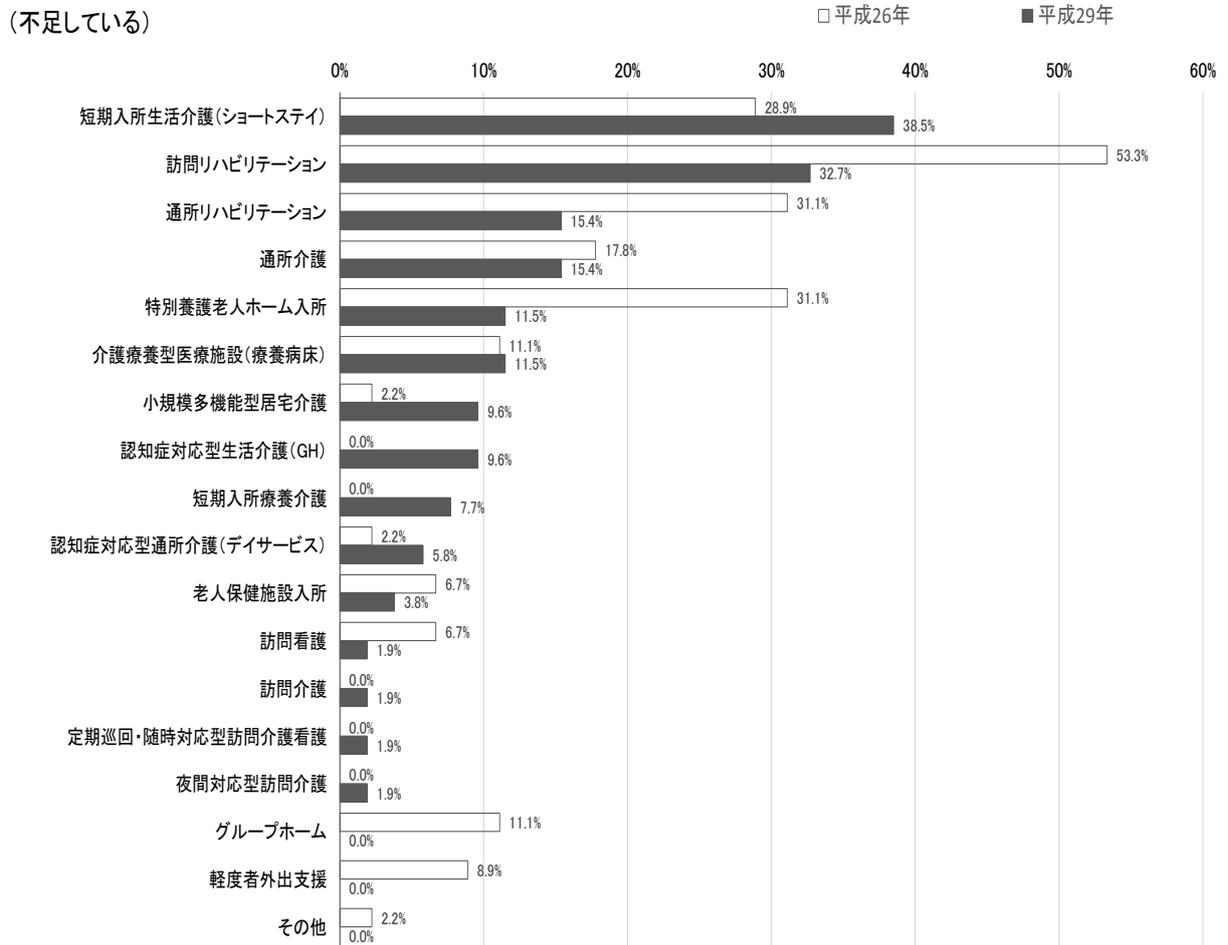
②利用者や家族から利用希望が高い介護サービスを3つ選んでください

多い順に、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与となっています。平成26年調査と比べ、訪問介護の割合が減少し、特別養護老人ホームの入所を希望する割合が増えています。



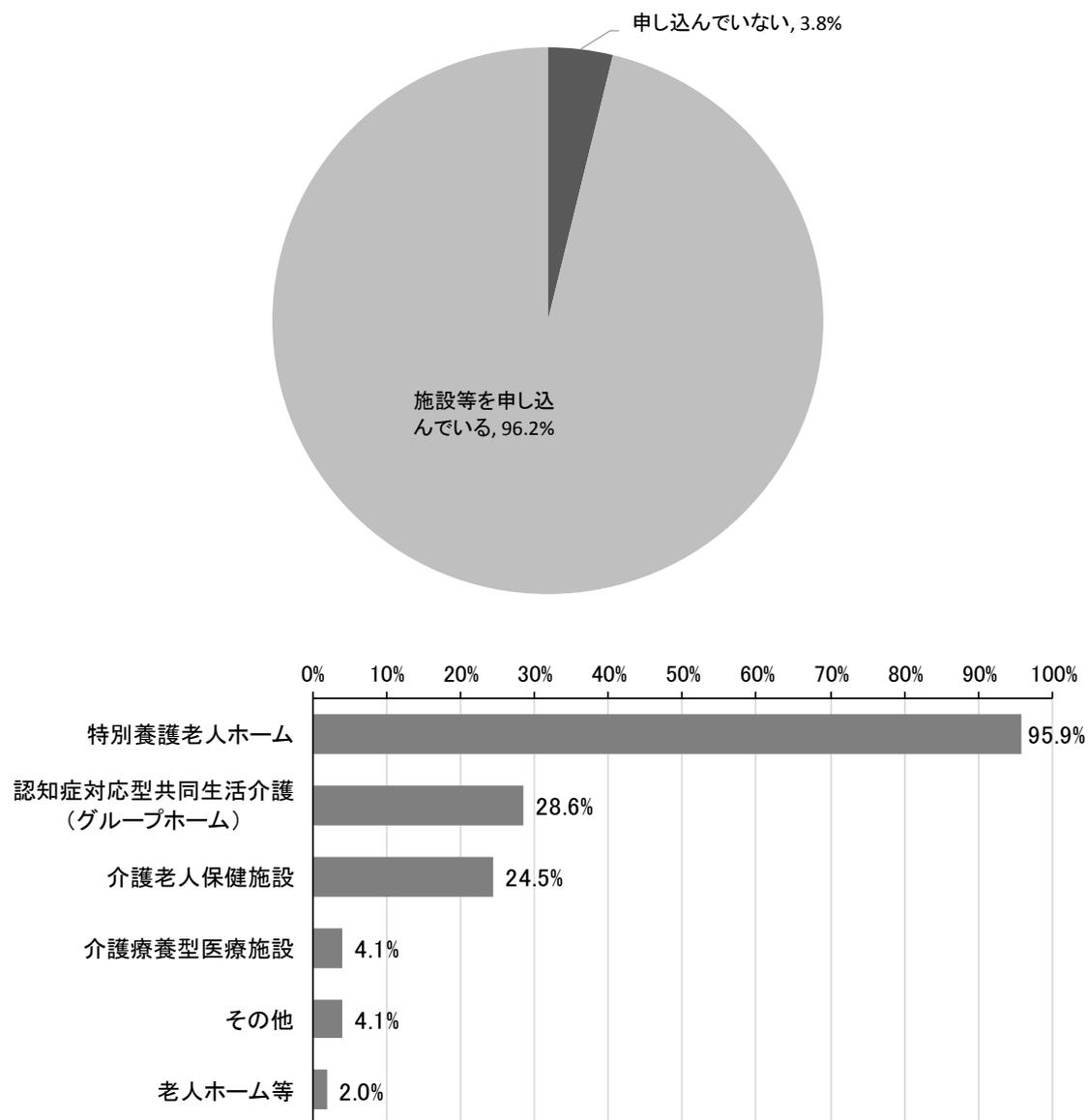
③現在、供給不足していると思うサービスを3つ記入ください

不足しているという回答は、短期生活入所介護（ショートステイ）、訪問リハビリテーションの回答が多くなっています。逆に充足しているという回答は、通所介護、訪問入浴介護が多いです。



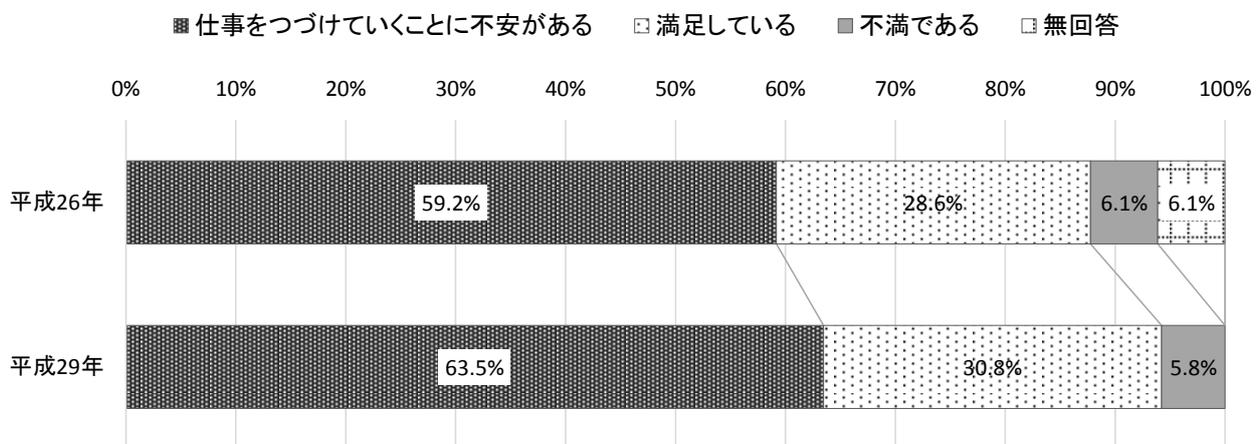
④あなたの担当している利用者で、施設等に申込みしている方がいますか（空きの関係等により、在宅利用やショートステイ利用で繋いでいる方がいますか）

申し込んでいる人がほぼ全員であり、そのほとんどの人が特別養護老人ホームに申し込んでいるという状況です。



⑤ケアマネジャーとして仕事に満足していますか

満足しているという回答が3割いる一方で、仕事をつづけていくことに不安がある人が6割を超えています。



5. 介護保険サービス事業所の配置

(1) 既存事業所の配置

市内におけるサービス事業所は、おおむね各地区で確保されており、市内全域にわたりサービスが提供されています。

【サービス区分別の地区別事業所配置状況 箇所数・定員】

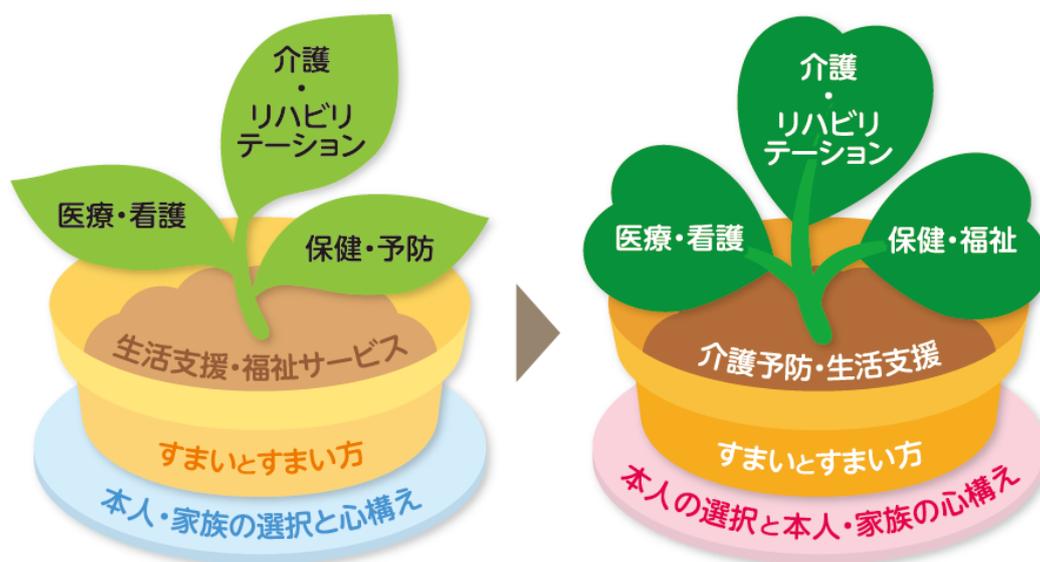
平成30年3月末見込み(箇所数・人)

区 分	鷹巣地区		合川地区		森吉地区		阿仁地区		計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
訪問介護	7		2		1		2		12	
訪問入浴介護	2		1		-		-		3	
訪問看護	1		2		1		-		4	
訪問リハビリ テーション	-		-		-		-		-	
居宅療養管理指導	1		-		1		-		2	
通所介護	6	170	1	30	1	35	1	25	9	260
地域密着型通所介護	3	30	-	-	1	10	1	10	5	50
通所リハビリテー ション	1	20	-	-	1	30	-	-	2	50
短期入所生活介護	4	72	2	50	1	13	1	10	8	145
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	-	-	-	-	1	空床 利用	-	-	1	空床 利用
特定施設入居者 生活介護	-	-	-	-	-	-	1	30	1	30
福祉用具貸与	3		-		-		-		3	
福祉用具販売	3		-		-		-		3	
居宅介護支援	10		2		2		1		15	
夜間対応型 訪問介護	-		-		-		-		-	
認知症対応型 通所介護	2	17	-	-	-	-	-	-	2	17
小規模多機能型 居宅介護 (登録人員)	1	29	1	24	-	-	-	-	2	53
認知症対応型 共同生活介護	5	62	2	18	2	27	2	18	11	125
地域密着型特定施設 入居者生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	20	2	49	-	-	-	-	3	69
介護老人福祉施設	2	173	1	50	1	50	1	50	5	323
介護老人保健施設	1	80	-	-	1	100	-	-	2	180
介護療養型 医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

6. 本計画の重点的に取り組む課題

(1) 地域包括ケアシステムの深化に向けて

「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に向けては、地域で支える専門職（「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」）との連携のもとで、「介護予防」と地域の特性に配慮した「生活支援」を充実させ、安心できる暮らしを支える「すまいとすまい方」を確保し、「本人の選択」する権利を守り、「本人・家族の心構え」を支えることが必要です。これらを包括的にケアするための環境の整備を進める必要があります。



近年、これまでに増して地域における地域包括支援センターの活動が重要となっています。機能と体制の拡充を図るとともに、庁内及び関係機関との連携を強化することが求められています。さらに、権利擁護を含めたケアマネジメント体制をより充実させることで、住民や家族介護者等の悩みや不安の軽減に努めていく必要があります。また、認知症のある人の増加を見据え、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成29年7月改定）に基づいた認知症施策を行っていく必要があります。

課題

- 総合相談体制の構築と権利擁護を含めたケアマネジメント体制の強化
- 医療と介護の両方を必要とする人への対応、特に地域医療機関との連携による、医療面での体制確保
- 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み
- 「認知症ケアパス」に基づく総合的な認知症施策の推進
- 家族への支援施策の周知不足

(2) 自立支援や重度化防止を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護保険制度の改正に基づき、予防給付のうち訪問介護・通所介護の新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を図ってきました。既存の事業者による専門的な予防サービスから住民主体による支援まで、多様なサービス主体による体制づくりが求められています。このため、介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる充実を図るとともに、スポーツや就労、ボランティア活動など、元気な高齢者がその豊かな経験や知識を活かしながら、積極的に地域の活動等に参加し他の高齢者を支えるといった高齢者の生きがいくくりと社会参加の一層の促進が課題となっています。

そのほか、日中に自宅で一人になる高齢者が増加していることから、見守り支援の強化や住民主体の集える場所づくりと利用者増に向けた取り組みなども今後の課題となっています。

課題

- 一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加による日常的な生活支援ニーズの変化への対応
- 機能回復訓練に偏りがちであったこれまでの介護予防の転換
- 運動習慣の定着をはじめとする心身の健康づくりに向けた各種取り組みとの連携
- 地域社会における社会参加や交流の促進
- 元気な高齢者がサービスの受け手ではなく、地域の担い手となる仕組みづくり

(3) 安心・安全で快適な生活の確保

高齢者をはじめとして、誰もが安全で快適な生活を送ることができる環境の整備にあたっては、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備、高齢者が自立してそれぞれの生活状況に応じた暮らしを生涯にわたって続けることができるよう多様な居住環境の整備などが求められています。

また、高齢者が気軽に安心して外出できるような外出支援策の充実や安全面に配慮した環境の整備、緊急時のみならず普段から災害や犯罪等の危険から高齢者を守るための危機管理の充実も求められています。

課題

- 自然災害に対する不安（地震・雪・雨・土砂災害 等）の軽減
- 災害時要支援者名簿の適切な運用
- 高齢者に対応した福祉避難所の運用
- 市域が広く公共交通機関が限られている本市における、特に通院時の移動手段の確保
- 学校教育や地域における福祉教育の推進

(4) 介護保険サービスの充実に向けた取り組み

施設については、高齢者福祉や介護予防の拠点として、また、高齢者と他世代との住民の交流活動の場として、さらなる活用できるような機能の充実が必要です。また、介護給付の適正化と介護保険制度適正利用の推進に向けた運用が求められています。

課題

- サービスの質の向上
- 介護保険料の適切な徴収による未納・滞納対策
- 苦情処理体制の充実
- 給付適正化事業の適切な実施に向けた体制づくり

7. サービス事業所の整備方針について

計画期間内における介護保険サービス事業所の整備は、高齢者福祉施策の充実を目指し、各種アンケート調査を参考にしながら介護保険料等への影響などを総合的に勘案し、施設入所待機者の緩和を図ることとします。

計画期間内の整備方針は、以下のとおりです。

1. 本計画以外の事業所整備については、介護保険料等への影響を考慮し、計画に参入しない。
 2. 事業所整備については、事業者が自ら整備することを基本とし、市では整備しない。
ただし、国及び県の補助金制度に該当する場合は、その活用を見込む。
 3. 事業所整備は、市内法人及び市内で介護サービス事業を行っている法人を優先し、整備箇所数・新設・増設・併設を特定しない。
- ※ 整備計画は、期間内の「定員」を定めたものであり、整備年度は目標です。

サービス事業所整備計画

①特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

施設入所待機者の解消を図ることを目的として、既設の有料老人ホーム等を特定施設として整備し、平成30年4月から運営を開始します。定員を29人までとし、地域密着型として整備します。

【具体的整備内容】

現在		計画期間内の整備目標		整備後	
箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
1	30人	1	29人	2	59人

②認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者への対策が重要度を増していることから、通所型の施設を整備します。単独型及び既存グループホームを利用した共用型として整備し、単独型・共用型を併せ14人程度の定員増を見込みます。なお、既存グループホームでの共用型の整備については、制限を設けないこととします。

【具体的整備内容】

	現在		計画期間内の整備目標		整備後	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
単独型	2	17人	1	5人	2	22人
共用型	0	0人	3ユニット	9人	3ユニット	9人

③短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

施設入所待機中の居宅での介護負担緩和のため、短期入所生活介護(介護予防)を整備する。

【具体的整備内容】

現在		計画期間内の整備目標		整備後	
箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
8	145人	(1)	20人	(9)	165人

新設・増設、単独型・併設型を問わない。整備目標の定員は上限であり複数個所での分割整備も可とする。

第3章 基本目標1) 介護保険事業の推進

第3章 基本目標1) 介護保険事業の推進

1. 介護保険サービス別の利用状況を踏まえた見込みの算出

(1) 介護保険事業費

① 介護保険給付費の実績

【介護保険給付費の実績】

(円)

		平成 27 年度	平成 28 年度
介護給付費	実績	4,331,079,879	4,381,924,652
	計画	4,442,299,000	4,747,894,000
介護予防給付費	実績	123,791,958	114,355,882
	計画	174,189,000	194,261,000
総給付費 計 A	実績	4,454,871,837	4,496,280,534
	計画	4,616,488,000	4,942,155,000

特定入所者介護 サービス費等給付費	実績	270,632,290	282,341,770
	計画	250,000,000	270,000,000
高額介護サービス費 等給付費	実績	93,920,868	94,721,743
	計画	100,000,000	110,000,000
高額医療合算介護 サービス費等給付額	実績	10,259,736	11,260,183
	計画	10,000,000	10,000,000
審査支払手数料	実績	5,660,400	5,692,351
	計画	5,824,000	5,870,000
小 計 B	実績	380,473,294	394,016,047
	計画	365,824,000	395,870,000

標準給付費 (A+B) C	実績	4,835,345,131	4,890,396,581
	計画	4,982,312,000	5,338,025,000

地域支援事業費 D	実績	33,358,933	41,970,673
	計画	55,000,000	55,000,000

総給付費等(C+D)	実績	4,868,704,064	4,932,367,254
	計画	5,037,312,000	5,393,025,000

②介護保険給付費の推計

計画期間の介護保険標準給付費は、平成 27・28 年度の給付実績をもとに、サービス毎に要介護別の給付状況を見込みます。あわせて、計画期間の特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等の補足給付分の年間給付額を推計します。

【介護保険給付費の推計】

(円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 年間合計
介護給付費	4,868,788,000	4,883,702,000	4,913,636,000	14,666,126,000
介護予防給付費	51,971,000	51,225,000	53,947,000	157,143,000
一定以上所得者の利用者負担の見直し	1,073,673	1,621,234	1,642,823	4,337,730
消費税及び処遇改善に係る影響額	0	59,219,124	119,221,992	178,441,116
総給付費 計 A	4,919,685,327	4,992,524,890	5,085,162,169	14,997,372,386

特定入所者介護サービス費等給付費	320,000,000	320,000,000	320,000,000	960,000,000
高額介護サービス費等給付費	120,000,000	120,000,000	120,000,000	360,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付費	13,000,000	13,000,000	13,000,000	39,000,000
審査支払手数料	5,767,200	5,767,200	5,767,200	17,301,600
小 計 B	458,767,200	458,767,200	458,767,200	1,376,301,600

標準給付費 (A+B) C	5,378,452,527	5,451,292,090	5,543,929,369	16,373,673,986
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

地域支援事業費 D	145,945,188	177,945,188	177,945,188	501,835,564
------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

総給付費等 (C+D)	5,524,397,715	5,629,237,278	5,721,874,557	16,875,509,550
--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

(2) 居宅サービス/介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。

なお、介護予防訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	48	85	133	125	60	59	57	567
		回数/月	0	0	1,657	2,174	1,555	1,739	2,395	9,520
	計画	人/月	66	82	122	130	59	60	58	577
		回数/月	-	-	10	16	30	30	45	9,480
平成 28年度	実績	人/月	41	86	143	117	56	49	55	548
		回数/月	0	0	1,882	1,798	1,483	1,740	2,267	9,168
	計画	人/月	72	89	120	128	57	58	55	579
		回数/月	-	-	9	15	30	32	45	9,041

※月単位での利用のため、要支援の回数の記載はなく、合計は要介護分を示している。

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	28,152,559	331,291,090	359,443,649
	計画	32,093,000	337,779,000	369,872,000
平成 28 年度	実績	26,850,524	311,360,319	338,210,843
	計画	35,324,000	317,227,000	352,551,000

【計画期間の見込】

(人、回)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30年度	人/月	-	-	148	123	54	43	51	419
	回数/月	-	-	1,954	1,845	1,382	2,296	2,117	9,594
平成 31年度	人/月	-	-	155	125	55	45	52	432
	回数/月	-	-	2,155	1,950	1,441	2,660	2,158	10,364
平成 32年度	人/月	-	-	162	125	56	51	53	447
	回数/月	-	-	2,349	2,000	1,501	3,305	2,200	11,355

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		-	335,958,000	335,958,000
平成 31 年度		-	362,890,000	362,890,000
平成 32 年度		-	397,761,000	397,761,000

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護とは、家庭での入浴が困難な高齢者に対して、訪問入浴車により入浴の介助を行うサービスです。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	0	1	2	9	12	26	38	88
		回数/月	0	4	7	39	50	132	161	394
	計画	人/月	0	0	6	10	11	51	30	108
		回数/月	0	0	4	4	4	5	5	513
平成 28年度	実績	人/月	0	0	3	7	11	26	33	80
		回数/月	0	1	9	30	56	125	157	376
	計画	人/月	0	0	9	20	8	40	24	101
		回数/月	0	0	4	5	4	5	5	488

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	390,312	54,570,629	54,960,941
	計画	0	67,694,000	67,694,000
平成 28 年度	実績	87,723	52,443,332	52,531,055
	計画	0	65,837,000	65,837,000

【計画期間の見込】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	0	0	4	5	9	23	29	70	
	回数/月	0	0	9	18	45	115	162	349	
平成 31 年度	人/月	0	0	4	5	9	23	29	70	
	回数/月	0	0	8	17	52	110	177	364	
平成 32 年度	人/月	0	0	4	5	9	23	29	70	
	回数/月	0	0	8	16	59	104	191	378	

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		0	49,787,000	49,787,000
平成 31 年度		0	52,037,000	52,037,000
平成 32 年度		0	53,806,000	53,806,000

③訪問看護/介護予防訪問看護

訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援認定者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話又は診療補助を行うサービスです。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	3	9	17	25	20	32	50	156
		回数/月	14	40	114	153	130	213	365	1,028
	計画	人/月	0	4	11	17	16	43	52	143
		回数/月	0	4	5	6	8	6	6	871
平成 28年度	実績	人/月	3	13	24	35	19	25	46	165
		回数/月	15	61	147	197	104	160	328	1,011
	計画	人/月	0	4	11	17	16	43	51	142
		回数/月	0	4	5	5	11	6	6	896

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成 27年度	実績	4,508,777	77,944,553	82,453,330
	計画	969,000	69,449,000	70,418,000
平成 28年度	実績	6,438,071	76,588,374	83,026,445
	計画	969,000	68,146,000	69,115,000

※月平均で利用者数を算出しており、整数で示すと0の箇所がある。

【計画期間の見込】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30年度	人/月	5	12	36	36	29	23	37	178	
	回数/月	15	77	187	162	142	127	222	932	
平成 31年度	人/月	5	12	43	39	33	20	25	177	
	回数/月	15	77	224	176	162	110	150	914	
平成 32年度	人/月	5	13	50	42	37	17	16	180	
	回数/月	15	83	260	189	181	94	96	918	

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成30年度		7,598,000	69,749,000	77,347,000
平成31年度		7,601,000	67,216,000	74,817,000
平成32年度		8,110,000	66,275,000	74,385,000

④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは、病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援認定者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 27年度	実績	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
		回数/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
		回数/月	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 28年度	実績	人/月	0	0	0	0	0	1	0	1
		回数/月	0	0	0	0	0	16	0	16
	計画	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
		回数/月	0	0	0	0	0	0	0	0

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合 計
平成 27年度	実績	0	0	0
	計画	0	0	0
平成 28年度	実績	0	348,282	348,282
	計画	0	0	0

※月平均で利用者数を算出しており、整数で示すと0の箇所がある。

【計画期間の見込】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 30年度	人/月	0	0	0	0	0	1	0	1	
	回数/月	0	0	0	0	0	16	0	16	
平成 31年度	人/月	0	0	0	0	0	1	0	1	
	回数/月	0	0	0	0	0	16	0	16	
平成 32年度	人/月	0	0	0	0	0	1	0	1	
	回数/月	0	0	0	0	0	16	0	16	

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合 計
平成 30年度		0	562,000	562,000
平成 31年度		0	562,000	562,000
平成 32年度		0	562,000	562,000

⑤居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、医師・歯科医師・薬剤師等が自宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	1	0	5	8	10	4	4	31
		回数/月	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画	人/月	0	0	7	9	7	11	13	47
		回数/月	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 28年度	実績	人/月	1	2	6	8	8	4	4	32
		回数/月	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画	人/月	0	0	6	8	7	11	13	45
		回数/月	-	-	-	-	-	-	-	-

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27年度	実績	101,790	3,135,444	3,237,234
	計画	0	4,313,000	4,313,000
平成 28年度	実績	291,915	2,666,436	2,958,351
	計画	0	4,421,000	4,421,000

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	0	5	8	8	8	5	3	37
平成 31 年度	人/月	0	5	8	8	8	5	3	37
平成 32 年度	人/月	0	5	8	8	8	5	3	37

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		525,000	3,119,000	3,644,000
平成 31 年度		526,000	3,121,000	3,647,000
平成 32 年度		526,000	3,121,000	3,647,000

⑥通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。

制度改正に伴い、平成 28 年度から利用定員が 18 人以下の小規模の通所介護が地域密着型サービスへ、平成 29 年度からは介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業に移行されています。

【実績】

(人、回)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	
平成 27 年度	実績	人/月	66	106	228	189	118	74	33	814
		回数/月	0	0	1,795	1,577	1,128	670	245	5,415
	計画	人/月	56	120	212	194	121	89	33	825
		回数/月	-	-	8	8	10	10	8	5,612
平成 28 年度	実績	人/月	50	92	209	173	99	53	26	703
		回数/年	0	0	1,720	1,437	870	447	206	4,680
	計画	人/月	46	131	166	157	90	66	24	680
		回数/月	-	-	7	8	10	10	9	4,194

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	54,980,434	549,979,220	604,959,654
	計画	69,567,000	574,380,000	643,947,000
平成 28 年度	実績	45,098,933	461,420,132	506,519,065
	計画	70,599,000	442,357,000	512,956,000

【計画期間の見込】

(人、回)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	-	-	206	172	98	52	26	554
	回数/月	-	-	1,772	1,410	774	442	190	4,588
平成 31 年度	人/月	-	-	206	172	98	52	26	554
	回数/月	-	-	1,833	1,393	696	406	203	4,531
平成 32 年度	人/月	-	-	206	172	98	52	26	554
	回数/月	-	-	1,895	1,393	608	369	216	4,481

※月単位での利用のため、要支援の回数の記載はなく、合計は要介護分を示している。

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		-	458,452,000	458,452,000
平成 31 年度		-	450,418,000	450,418,000
平成 32 年度		-	442,778,000	442,778,000

⑦通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（デイケア）とは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士などにより機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	3	10	29	33	22	12	6	116
		回数/月	0	0	216	276	192	88	64	835
	計画	人/月	14	15	49	24	15	15	6	138
		回数/月	-	-	5	9	9	11	6	797
平成 28年度	実績	人/月	4	11	31	30	20	13	6	116
		回数/月	0	0	235	257	158	88	52	790
	計画	人/月	40	22	74	22	19	18	8	203
		回数/月	-	-	4	9	9	13	5	939

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	5,501,214	94,660,119	100,161,333
	計画	12,643,000	88,201,000	100,844,000
平成 28 年度	実績	6,051,598	88,988,550	95,040,148
	計画	22,936,000	129,481,000	152,417,000

【計画期間の見込】

(人、回)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30年度	人/月	7	28	62	38	14	21	3	173
	回数/月	-	-	465	315	102	147	26	1,055
平成 31年度	人/月	7	29	70	35	8	22	2	173
	回数/月	-	-	525	305	50	143	15	1,038
平成 32年度	人/月	8	35	78	32	4	22	2	181
	回数/月	-	-	593	288	22	132	12	1,047

※月単位での利用のため、要支援の回数の記載はなく、合計は要介護分を示している。

(円)

給付費	要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度	14,915,000	115,047,000	129,962,000
平成 31 年度	15,394,000	110,596,000	125,990,000
平成 32 年度	18,469,000	109,431,000	127,900,000

⑧短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護（ショートステイ）とは、在宅の要介護認定者が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援認定者が介護予防を目的とし施設等に一時的に入所し、必要な介護等を受けるサービスです。

【実績】

(人、日)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	
平成 27年度	実績	人/月	1	5	30	66	107	84	61	352
		日数/月	6	51	343	1,043	2,447	1,812	1,301	7,002
	計画	人/月	1	6	40	63	83	114	37	344
		日数/月	9	10	12	15	20	22	24	6,550
平成 28年度	実績	人/月	0	3	44	68	119	99	58	392
		日数/月	2	33	552	1,088	2,751	2,299	1,261	7,986
	計画	人/月	2	9	40	68	79	107	35	340
		日数/月	9	10	12	16	20	23	25	6,592

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成 27年度	実績	3,615,273	645,945,750	649,561,023
	計画	23,692,000	631,918,000	655,610,000
平成 28年度	実績	2,241,711	723,150,499	725,392,210
	計画	25,002,000	596,314,000	621,316,000

【計画期間の見込】

(人、日)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30年度	人/月	0	3	49	72	121	96	48	389
	日数/月	0	25	622	1,145	2,844	2,227	1,027	7,890
平成 31年度	人/月	0	3	52	75	124	99	49	402
	日数/月	0	25	660	1,193	2,914	2,297	1,049	8,138
平成 32年度	人/月	0	3	55	78	127	102	52	414
	日数/月	0	25	699	1,240	2,985	2,366	1,113	8,428

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成30年度		1,642,000	720,842,000	722,484,000
平成31年度		1,643,000	743,524,000	745,167,000
平成32年度		1,643,000	769,851,000	771,494,000

⑨短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）とは、在宅の要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所療養介護は、要支援認定者が施設に入所し、看護・医学的管理下で介護予防を目的とした介護・機能訓練を受けるサービスです。

【実績】

(人、日)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	0	1	1	2	3	3	1	10
		日数/月	0	6	3	11	22	30	11	84
	計画	人/月	0	0	0	2	3	5	1	11
		日数/月	0	0	0	10	19	15	26	178
平成 28年度	実績	人/月	0	0	2	3	3	2	2	12
		日数/月	0	1	29	20	27	26	35	138
	計画	人/月	0	0	0	3	3	6	1	13
		日数/月	0	0	0	10	19	15	26	203

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	597,087	12,617,262	13,214,349
	計画	0	24,180,000	24,180,000
平成 28 年度	実績	109,143	15,373,323	15,482,466
	計画	0	28,797,000	28,797,000

【計画期間の見込】

(人、日)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30年度	人/月	0	0	2	5	0	0	4	11
	日数/月	0	0	32	36	0	0	67	135
平成 31年度	人/月	0	0	2	5	0	0	4	11
	日数/月	0	0	32	36	0	0	67	135
平成 32年度	人/月	0	0	2	5	0	0	4	11
	日数/月	0	0	32	36	0	0	67	135

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		0	15,235,000	15,235,000
平成 31 年度		0	15,242,000	15,242,000
平成 32 年度		0	15,242,000	15,242,000

⑩特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	0	1	12	12	9	10	4	49
	計画	人/月	0	1	13	15	14	10	3	55
平成 28年度	実績	人/月	0	1	12	12	9	10	4	49
	計画	人/月	0	1	12	15	16	12	2	57

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成 27年度	実績	88,722	102,992,822	103,081,544
	計画	1,850,000	112,016,000	113,866,000
平成 28年度	実績	1,542,267	96,299,620	97,841,887
	計画	1,850,000	118,113,000	119,963,000

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成30年度	人/月	0	2	9	15	15	8	2	51
平成31年度	人/月	0	2	9	15	15	8	2	51
平成32年度	人/月	0	2	9	15	15	8	2	51

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成30年度		2,227,000	103,895,000	106,122,000
平成31年度		2,228,000	103,941,000	106,169,000
平成32年度		2,228,000	103,941,000	106,169,000

⑪福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援認定者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	17	56	82	163	121	122	97	658
	計画	人/月	14	70	62	153	138	157	70	664
平成 28年度	実績	人/月	17	63	100	174	124	107	88	674
	計画	人/月	15	76	65	161	146	166	72	701

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27年度	実績	3,396,294	85,026,404	88,422,698
	計画	3,810,000	84,395,000	88,205,000
平成 28年度	実績	3,777,342	84,210,448	87,987,790
	計画	4,148,000	88,086,000	92,234,000

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	17	63	100	174	124	107	88	673
平成 31 年度	人/月	17	63	100	174	124	107	88	673
平成 32 年度	人/月	17	63	100	174	124	107	88	673

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		3,700,000	88,351,000	92,051,000
平成 31 年度		3,700,000	88,351,000	92,051,000
平成 32 年度		3,700,000	88,351,000	92,051,000

⑫特定福祉用具購入/特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器の交換可能部品・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を限度額 10 万円として支給するものです。

【実績】

(件)

			要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	件／年	29	129	158
	計画	件／年	84	228	312
平成 28 年度	実績	件／年	24	132	156
	計画	件／年	120	240	360

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	653,960	3,053,173	3,707,133
	計画	1,999,000	3,545,000	5,544,000
平成 28 年度	実績	551,909	3,335,499	3,887,408
	計画	2,698,000	3,763,000	6,461,000

【計画期間の見込】

(件)

		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度	件／年	12	264	276
平成 31 年度	件／年	12	264	276
平成 32 年度	件／年	12	264	276

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		235,000	6,149,000	6,384,000
平成 31 年度		235,000	6,149,000	6,384,000
平成 32 年度		235,000	6,149,000	6,384,000

⑬住宅改修費

住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや段差の解消等を行う場合の費用を要介護区分に関係なく20万円を限度として、9割又は8割（平成30年8月以降は9割、8割又は7割）を保険給付として受けることができます。

【実績】

(件)

			要支援1・2	要介護1～5	合計
平成27年度	実績	件／年	23	69	92
	計画	件／年	168	120	288
平成28年度	実績	件／年	13	64	77
	計画	件／年	180	132	312

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成27年度	実績	2,272,941	5,017,927	7,290,868
	計画	4,672,000	12,149,000	16,821,000
平成28年度	実績	1,364,530	5,692,251	7,056,781
	計画	5,063,000	12,548,000	17,611,000

【計画期間の見込】

(件)

		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成30年度	件／年	24	60	84
平成31年度	件／年	24	60	84
平成32年度	件／年	24	60	84

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成30年度		2,693,000	4,709,000	7,402,000
平成31年度		2,693,000	4,709,000	7,402,000
平成32年度		2,693,000	4,709,000	7,402,000

⑭ 居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援とは、在宅の要介護認定者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護認定者と契約した居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。また、介護予防支援は、要支援認定者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

【実績】

(人)

			要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	人/月	330	1,296	1,626
	計画	人/月	331	1,277	1,608
平成 28 年度	実績	人/月	292	1,343	1,635
	計画	人/月	350	1,270	1,620

(円)

給付費			要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績		17,636,460	250,818,436	268,454,896
	計画		17,066,000	230,662,000	247,728,000
平成 28 年度	実績		15,621,800	261,595,789	277,217,589
	計画		18,047,000	225,542,000	243,589,000

【計画期間の見込】

(人)

			要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度	人/月		247	1,341	1,588
平成 31 年度	人/月		224	1,343	1,567
平成 32 年度	人/月		208	1,364	1,572

(円)

給付費			要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度			13,235,000	270,383,000	283,618,000
平成 31 年度			12,002,000	269,578,000	281,580,000
平成 32 年度			11,140,000	272,618,000	283,758,000

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

サービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援となることから、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護とは、在宅の場合でも、24時間安心して生活できるように、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての訪問介護サービスを提供するものです。

サービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。

③地域密着型通所介護

地域密着型通所介護とは、定員が 18 人以下の小規模な事業所による通所介護です。平成 28 年度に通所介護から地域密着型に移行されました。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27 年度	実績	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-
		回数/月	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-
		回数/月	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 28 年度	実績	人/月	-	-	37	23	13	3	4	80
		回数/月	-	-	281	189	133	38	39	680
	計画	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-
		回数/月	-	-	-	-	-	-	-	-

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	-	-	-
	計画	-	-	-
平成 28 年度	実績	-	70,463,701	70,463,701
	計画	-	-	-

【計画期間の見込】

(人、回)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年 度	人/月	-	-	40	27	14	3	5	89
	回数/月	-	-	312	224	146	48	71	801
平成 31 年 度	人/月	-	-	40	27	14	3	5	89
	回数/月	-	-	312	224	146	48	71	801
平成 32 年 度	人/月	-	-	40	27	14	3	5	89
	回数/月	-	-	312	224	146	48	71	801

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		-	85,475,000	85,475,000
平成 31 年度		-	85,514,000	85,514,000
平成 32 年度		-	85,514,000	85,514,000

④認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護とは、認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している要介護認定者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人／月	1	3	5	6	5	1	3	24
		回数／月	5	11	55	53	58	19	20	219
	計画	人／月	6	5	5	13	12	3	3	47
		回数／月	4	4	10	10	10	14	15	431
平成 28年度	実績	人／月	1	4	6	6	4	1	1	23
		回数／月	5	24	52	52	48	18	13	212
	計画	人／月	8	6	5	13	13	3	3	51
		回数／月	4	4	10	10	10	14	15	453

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成 27年度	実績	1,479,645	26,054,172	27,533,817
	計画	3,077,000	40,489,000	43,566,000
平成 28年度	実績	2,705,796	23,084,019	25,789,815
	計画	3,833,000	41,702,000	45,535,000

【計画期間の見込】

(人、回)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成30年度	人／月	1	5	19	7	4	4	1	41
	回数／月	5	41	120	72	48	52	18	356
平成31年度	人／月	1	5	19	7	4	4	1	41
	回数／月	5	41	120	72	48	52	18	356
平成32年度	人／月	1	5	19	7	4	4	1	41
	回数／月	5	41	120	72	48	52	18	356

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成30年度		4,339,000	39,524,000	43,863,000
平成31年度		4,341,000	39,542,000	43,883,000
平成32年度		4,341,000	39,542,000	43,883,000

⑤小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活継続を支援するサービスです。

【実績】

(人、回)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人／月	0	0	10	11	9	7	2	40
	計画	人／月	1	1	10	12	15	8	5	52
平成 28年度	実績	人／月	0	2	9	10	13	6	3	44
	計画	人／月	1	2	13	20	23	10	5	74

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	151,596	92,035,278	92,186,874
	計画	2,751,000	100,776,000	103,527,000
平成 28 年度	実績	1,499,301	95,352,092	96,851,393
	計画	3,792,000	141,053,000	144,845,000

【計画期間の見込】

(人、回)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人／月	0	1	7	13	14	6	1	42
平成 31 年度	人／月	0	1	7	13	14	6	1	42
平成 32 年度	人／月	0	1	7	13	14	6	1	42

(円)

給付費	要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度	862,000	95,010,000	95,872,000
平成 31 年度	862,000	95,053,000	95,915,000
平成 32 年度	862,000	95,053,000	95,915,000

⑥認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護とは、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人／月	0	0	10	21	52	14	13	111
	計画	人／月	-	0	14	18	47	27	9	115
平成 28年度	実績	人／月	0	0	14	27	44	16	10	111
	計画	人／月	-	0	17	22	50	34	10	133

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27年度	実績	0	330,022,584	330,022,584
	計画	0	352,640,000	352,640,000
平成 28年度	実績	0	323,238,144	323,238,144
	計画	0	411,147,000	411,147,000

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人／月	-	0	18	25	45	19	10	117
平成 31 年度	人／月	-	0	18	25	45	19	10	117
平成 32 年度	人／月	-	0	18	25	45	19	10	117

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		0	348,831,000	348,831,000
平成 31 年度		0	348,987,000	348,987,000
平成 32 年度		0	348,987,000	348,987,000

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下）に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	-	-	0	0	4	16	24	44
	計画	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 28年度	実績	人/月	-	-	0	1	1	11	26	39
	計画	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成 27年度	実績	-	124,750,443	124,750,443
	計画	-	-	-
平成 28年度	実績	-	136,515,974	136,515,974
	計画	-	-	-

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成30年度	人/月	-	-	0	0	9	25	35	69
平成31年度	人/月	-	-	0	0	9	25	35	69
平成32年度	人/月	-	-	0	0	9	25	35	69

(円)

給付費		要支援1・2	要介護1～5	合計
平成30年度		-	210,216,000	210,216,000
平成31年度		-	210,311,000	210,311,000
平成32年度		-	310,311,000	210,311,000

⑧地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護とは、入居定員が 29 人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護認定者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 28年度	実績	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27年度	実績	-	-	-
	計画	-	-	-
平成 28年度	実績	-	-	-
	計画	-	-	-

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	-	-	8	7	6	4	4	29
平成 31 年度	人/月	-	-	8	7	6	4	4	29
平成 32 年度	人/月	-	-	8	7	6	4	4	29

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		-	63,877,000	63,877,000
平成 31 年度		-	63,905,000	63,905,000
平成 32 年度		-	63,905,000	63,905,000

⑨看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護とは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを柔軟に組み合わせて提供するサービスのことです。

介護保険料に考慮し現状ではサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援になることから、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。

(4) 施設サービス

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）とは、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	0	0	1	8	33	111	149	302
	計画	人/月	-	-	1	8	35	105	169	318
平成 28年度	実績	人/月	0	0	1	8	34	109	156	308
	計画	人/月	-	-	1	7	42	129	200	379

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27年度	実績	0	878,653,866	878,653,866
	計画	-	924,237,000	924,237,000
平成 28年度	実績	0	868,430,118	868,430,118
	計画	-	1,152,296,000	1,152,296,000

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	-	-	1	7	35	127	190	360
平成 31 年度	人/月	-	-	1	7	35	127	190	360
平成 32 年度	人/月	-	-	1	7	35	127	190	360

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		-	1,041,546,000	1,041,546,000
平成 31 年度		-	1,042,012,000	1,042,012,000
平成 32 年度		-	1,042,012,000	1,042,012,000

②介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスを提供する施設です。

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27年度	実績	人/月	0	0	10	45	54	52	40	201
	計画	人/月	-	-	14	41	50	49	38	192
平成 28年度	実績	人/月	0	0	18	42	55	54	39	207
	計画	人/月	-	-	14	41	50	49	38	192

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27年度	実績	0	627,367,078	627,367,078
	計画	-	610,492,000	610,492,000
平成 28年度	実績	0	641,419,056	641,419,056
	計画	-	610,492,000	610,492,000

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	-	-	23	41	63	49	39	215
平成 31 年度	人/月	-	-	23	41	63	49	39	215
平成 32 年度	人/月	-	-	23	41	63	49	39	215

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		-	674,310,000	674,310,000
平成 31 年度		-	674,612,000	674,612,000
平成 32 年度		-	674,612,000	674,612,000

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設（療養病床）とは、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。廃止が決定されていますが、老人保健施設等への転換が進んでいないことから、経過措置期間が平成 35 年度末まで延長されています。

なお、平成 30 年度から新たに創設される「介護医療院」は、介護療養型医療施設からの転換が可能となることから、事業所や地域の意向を踏まえ、次期計画策定に向けて検討を進めていきます。

【実績】

(人)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 27 年度	実績	人/月	0	0	0	0	1	2	6	9
	計画	人/月	-	-	0	0	1	5	5	11
平成 28 年度	実績	人/月	0	0	0	0	1	2	7	10
	計画	人/月	-	-	0	0	1	5	5	11

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 27 年度	実績	0	35,408,523	35,408,523
	計画	-	45,120,000	45,120,000
平成 28 年度	実績	0	40,072,013	40,072,013
	計画	-	45,120,000	45,120,000

【計画期間の見込】

(人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 30 年度	人/月	0	0	0	0	3	2	6	11
平成 31 年度	人/月	0	0	0	0	3	2	6	11
平成 32 年度	人/月	0	0	0	0	3	2	6	11

(円)

給付費		要支援 1・2	要介護 1～5	合計
平成 30 年度		-	44,241,000	44,241,000
平成 31 年度		-	44,261,000	44,261,000
平成 32 年度		-	44,261,000	44,261,000

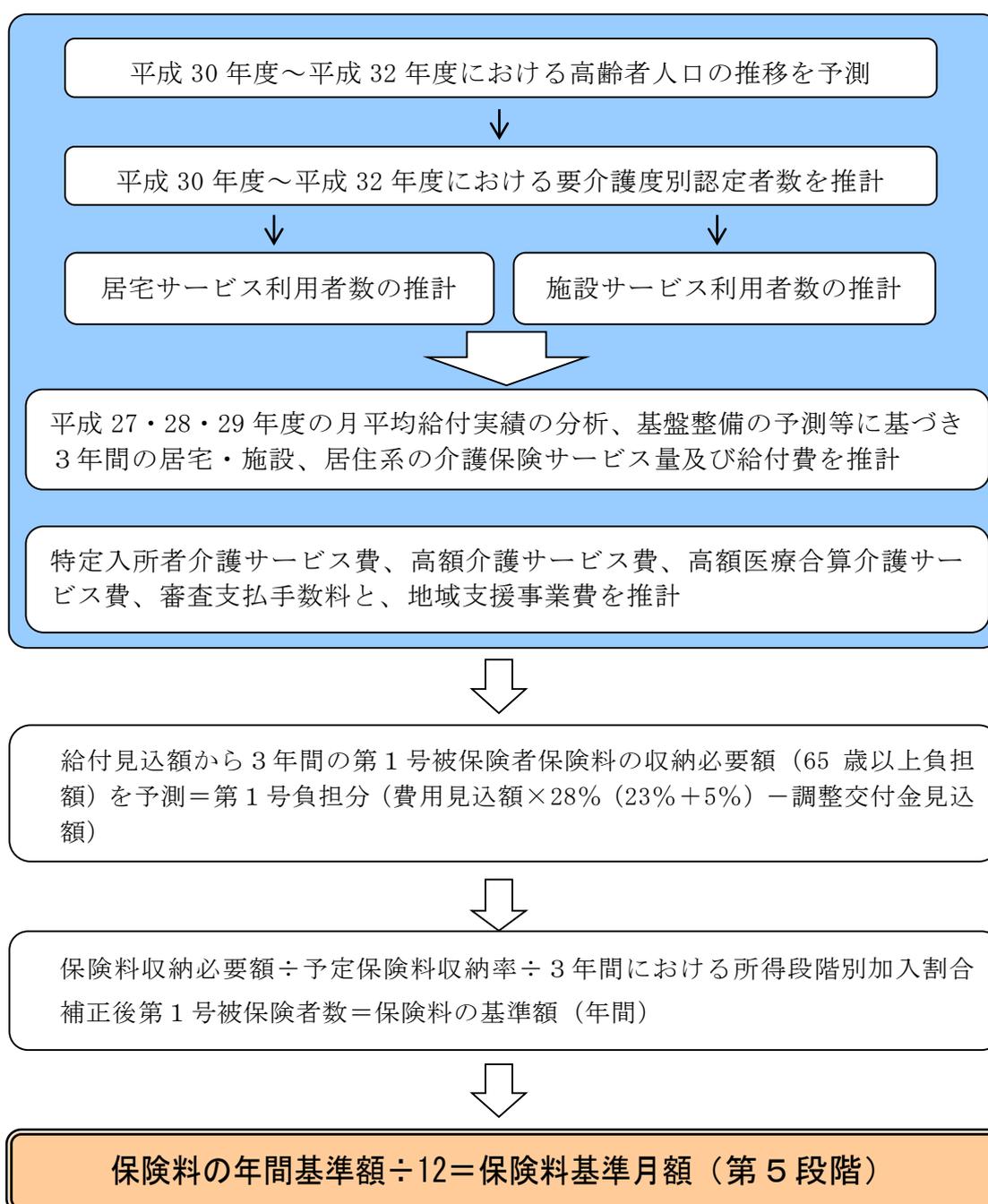
2. 介護保険事業の運用(介護保険料の算出)

(1) 介護保険料の算定方法

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の介護保険給付費を見込み、第 1 号被保険者が負担する介護保険料を設定します。

今回の制度改正に伴い、第 1 号被保険者の負担割合が 22%から 23%、第 2 号被保険者の負担割合が 28%から 27%に変更となっていること、地域支援事業の負担割合などを踏まえて算定します。

【介護保険料の算定方法】



平成 30 年度から 32 年度の第 7 期介護保険事業計画期間の保険料基準月額及び基準年額は、次のとおりとなります。

【介護保険料の算定】

区 分	3年間合計	
標準給付費見込額	16,373,673,986 円	
地域支援事業費	501,835,564 円	
合 計	16,875,509,550 円	
第1号被保険者負担分相当額(合計の 23%)	3,881,367,197 円	
調整交付金相当額(5%)	833,878,999 円	
調整交付金見込交付割合	3 年間平均	8.88%
後期高齢者加入割合補正係数	3 年間平均	0.8945
所得段階別加入割合補正係数	3 年間平均	0.9295
調整交付金見込額	1,480,580,000 円	
財政調整基金取崩額	394,017,147 円	
保険料収納必要額	2,840,649,049 円	
保険料収納率	98.5%	
保険料調定必要額	2,883,907,664 円	
3年間の段階別第1号被保険者数合計 (40,768 人)	第1段階	7,123 人
	第2段階	4,526 人
	第3段階	4,019 人
	第4段階	5,848 人
	第5段階	7,978 人
	第6段階	5,869 人
	第7段階	3,205 人
	第8段階	1,267 人
	第9段階	933 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	37,204 人	
保険料基準月額(第5段階)	6,460 円	
保険料基準年額(第5段階)	77,520 円	

(2) 介護保険事業の適正な運用

① 介護保険料徴収の 9 段階設定

介護保険料については、前第 6 期計画期間から 9 段階に変更になっており、第 5 段階が基準額となります。本市においては、国が示す 9 段階を基本とし、低所得者に配慮し、介護保険料を設定します。

【所得段階区分の要件と基準額に対する割合】

段階	所得段階区分の要件	基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.45 (月額 2,907 円)	34,884 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.70 (月額 4,522 円)	54,264 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 120 万円超の方	基準額 × 0.72 (月額 4,651 円)	55,812 円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税で課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90 (月額 5,814 円)	69,768 円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税で課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円超の方	基準額 (月額 6,460 円)	77,520 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20 (月額 7,752 円)	93,024 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額 × 1.30 (月額 8,398 円)	100,776 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 × 1.50 (月額 9,690 円)	116,280 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上の方	基準額 × 1.70 (月額 10,982 円)	131,784 円

②介護給付の適正化

1) 要介護認定の適正化

適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、区分変更又は更新申請に係る認定調査の内容について、点検を行います。

2) ケアプランの点検

受給者が真に必要なサービスを確認するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め点検を行います。

3) 住宅改修等の点検

不適切又は不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を防止するため、住宅改修サービス及び福祉用具貸与サービスの利用者に対し訪問調査等を行い、住宅改修の施工状況の点検や、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行います。

4) 縦覧点検・医療情報との突合

請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求を排除するため、国保連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用して、介護報酬の支払状況を点検するほか、医療保険情報との突合及び点検を行います。

5) 介護給付費通知

利用者が、自ら受けているサービスを改めて確認し、給付の適正に向けた効果を上げるため、利用者に対して介護給付費の通知を行います。

③関係機関等との連携

北秋田市地域包括支援センターが中心となって、県をはじめとする関係機関や事業者等との連携を図り、各居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談や事業者への情報提供等を行う体系ができてきており、さらに連携強化を図ります。

④情報提供・相談・研修

利用者からの苦情対応、利用者・事業者・介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談への対応や情報提供に努めます。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした研修会を継続して行い、ケアプランがより充実するよう支援していきます。

⑤事業者の指定及び管理・指導

居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者については、市が指定・指導監督しており、今後も適正なサービスが提供されるよう指導を徹底してまいります。また、選定等については、これまでも公募・選考による指定を行っており、今後も参入意向等を把握しながら、適正な指定に努めます。

⑥介護人材の確保（介護職員初任者研修事業）

<<施策・事業の目的と概要>>

市内高校生の地元就職支援及び介護職員不足解消を目的として、高等学校の夏季休業期間を利用し、介護職員初任者研修を実施しており、今後も積極的に実施します。（担当：高齢福祉課）

【実施状況】

	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
受講者数	15 人	14 人
うち修了者数	14 人	14 人
うち就職者数(介護関連)	11 人	9 人

第4章 基本目標2) 地域包括ケアシステムの深化

第4章 基本目標2) 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

(1) 日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置

高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるようにするため、市内を日常生活圏域に分け、その圏域毎に地域密着サービスを見込むこととされています。

現在、北秋田市では市全体をひとつの日常生活圏域としていますが、これを「鷹巣地域」「合川・米内沢地域」「阿仁・前田地域」の3圏域に再設定し、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの構築に向け、きめ細かな支援や対応ができるよう地域包括支援センターの機能強化、体制整備に取り組みます。



(2) 包括的支援事業の実施

① 介護予防ケアマネジメント事業

<<施策・事業の目的と概要>>

自立保持のための介護予防プランの作成や評価、介護予防給付に関するケアマネジメントを地域包括支援センターが実施します。地域が広範囲のため、身近に相談ができる居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携を持ちながら業務を遂行します。（担当：地域包括支援センター）

【介護予防プラン作成実施状況(延人数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
介護予防プラン作成	要支援 1 1,553 人	要支援 1 1,236 人	要支援 1 1,176 人
	要支援 2 2,436 人	要支援 2 2,316 人	要支援 2 2,232 人

<<今後の方向・取り組み>>

介護保険制度改正により、今後は介護予防・日常生活支援総合事業に向けた取り組みを行います。

② 総合相談支援事業・権利擁護事業

<<施策・事業の目的と概要>>

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な医療・保健、福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。また、高齢者が地域において尊厳のある生活を安心して送ることができるよう権利擁護のための支援を行います。（担当：地域包括支援センター）

【相談実施状況(延件数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
相談件数	延 1,096 件	延 1,164 件	延 1,500 件

<<今後の方向・取り組み>>

市内の居宅介護支援事業所へ総合相談窓口業務を委託し、相談支援体制の強化及び相談環境の利便性の向上を図ります。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<<施策・事業の目的と概要>>

包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備と地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）支援を行うことを目的にして関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員（ケアマネジャー）同士のネットワーク構築、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上支援のための研修会を開催します。（担当：地域包括支援センター）

【相談実施状況(延件数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
相談件数	延 41 件	延 143 件	延 378 件

<<今後の方向・取り組み>>

個々の介護支援専門員（ケアマネジャー）へのサポートによる利用者支援並びに地域の主任介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携しケアマネジメント支援システムの構築を図ります。

④地域ケア会議の充実

地域での尊厳あるその人らしい生活の継続のためにリハビリテーション専門職等を交えて個別ケースの支援内容の検討を行います。それを地域の現状や課題把握のための地域診断につなげるとともに、地域住民や専門機関、各種団体や生活支援コーディネーター、協議体、認知症地域支援推進員などとの連携を基礎としたネットワークの強化を進め、政策形成や資源開発を目的とした地域ケア推進会議の有機的な展開を図っていきます。

⑤地域包括支援センター運営協議会の設置・運営

<<施策・事業の目的と概要>>

地域包括支援センターの適切な運営、公平・中立性の確保、その他センターの円滑、かつ、適正な運営を図るため、運営協議会の意見を取り入れ、より良い運営体制づくりを目指します。（担当：地域包括支援センター）

【協議会開催実施状況(回数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
協議会開催回数	2 回	2 回	2 回

<<今後の方向・取り組み>>

地域包括支援センターの活動や地域課題への取り組みに対して助言や協力をいただき、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

2. 在宅医療・介護連携の推進

後期高齢者は、疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高いなどの特徴を有しており、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。

こうした高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で包括的かつ継続的な在宅医療と介護を提供するため、国の基本指針では以下の項目を施策として掲げています。

医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向けた各種取り組みを推進します。

また、地域の在宅医療を担う医師の確保のため、医師の新規開業や後継者育成、既存の医療提供の継続に向けた支援を行うなど、在宅医療・介護の基盤づくりを推進します。

- (1) 在宅医療・介護連携のための協議会の設立
- (2) 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築
 - ・ 地域の医療・介護サービス資源の把握
 - ・ 在宅医療・介護サービス等に係る情報の共有支援
 - ・ 在宅医療・介護連携に関する相談受付等
 - ・ 地域住民への普及・啓発
- (3) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築
 - ・ 在宅医療・介護関係者の研修
 - ・ 切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築
 - ・ 関係市町村との連携

3. 認知症支援施策の推進

今後さらなる高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれますが、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の正しい知識の普及と理解を図るとともに、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを確立し、早期からの適切な診断や対応に基づく認知症高齢者本人やその家族への支援が包括的・継続的に提供されるシステムを構築していく必要があります。また、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まるとともに、その需要も増加することが見込まれることから、市民後見人の育成・活用に取り組むとともに、その支援体

制の構築を図るなど、さらなる施策の充実を図ります。

(1) 認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築

地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成するほか、認知症カフェを開催するなど、広く市民に認知症に関する知識を普及・啓発するとともに、支援の輪の拡大に向けた取り組みを推進します。

① 認知症サポーター養成講座

認知症高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、認知症についての正しい知識と理解を広く普及・啓発します。認知症サポーターは地域を見守り、認知症の人とその家族を支えます。

【認知症サポーター養成講座の実施状況（平成 27～平成 29 年度の参加数）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
開催回数	12 回	14 回	20 回
参加者数	532 人	333 人	467 人

② 認知症ケアパスの普及

認知症になると認知機能や生活機能が低下することから、程度にあわせた生活のイメージ、サービスの種類や相談窓口をまとめた認知症ケアパスの普及を進めます。

③ 認知症カフェの推進

認知症の方や家族、地域住民、専門職が集い、認知症の方を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担の軽減などを図る認知症カフェを推進します。

【認知症カフェの実施状況（平成 27～平成 29 年度の参加数）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
開催回数		15 回	15 回
参加者数		延 218 人	延 300 人

④ 若年性認知症施策の実施

若年性認知症の理解を普及・啓発します。

(2) 認知症早期診断・早期対応の支援

認知症地域支援推進員の取り組みを充実し、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断、早期対応に取り組みます。

①認知症地域支援推進員

認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、民生委員、生活支援コーディネーター等、適切な機関と連携を図ります。

②認知症初期集中支援チームの設置

認知症の専門医や医療・介護の専門職からなるチームを設置します。

認知症になっても医療受診や介護サービスに結びつかない高齢者や家族のもとへ、医療・介護の専門職で構成されたチームが訪問し、認知症に関する様々な相談に対応します。

4. 生活支援体制整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加が今後さらに見込まれるなか、見守りやゴミ出し、配食など多様な生活支援ニーズや困りごとへのきめ細かな支えあいの仕組みづくりが求められることから、地域住民やボランティアをはじめ、NPO、民間企業、協同組合等の各種団体・組織との支援体制の整備・充実とともに、新たな生活支援の担い手として高齢者の生きがいつくり資する社会参加への取り組みを一体的に推進していきます。

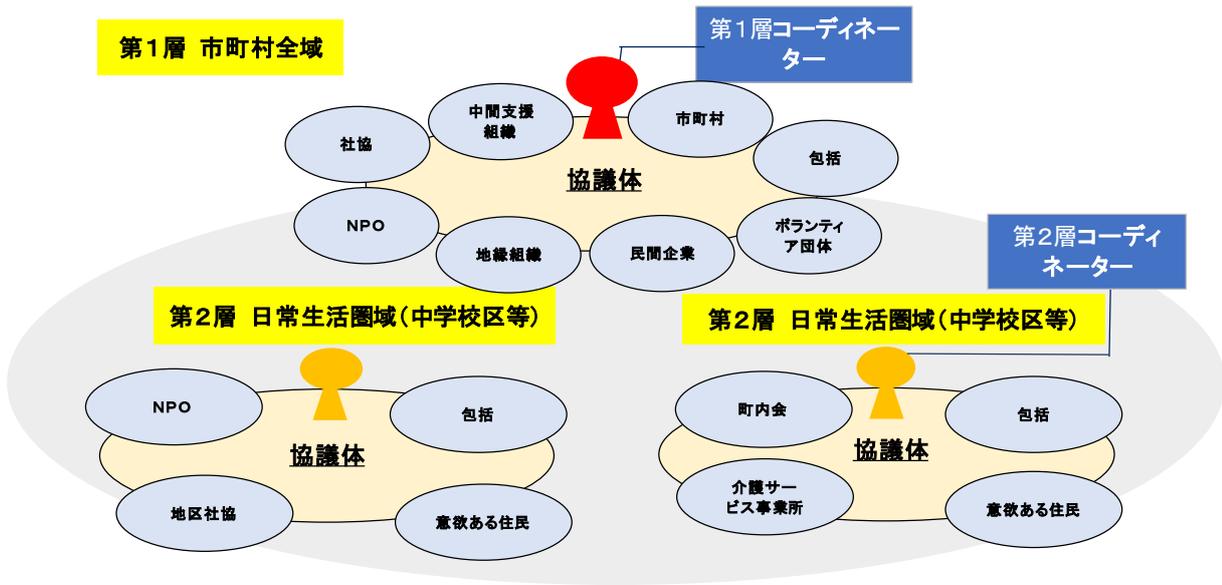
①生活支援協議体の設置

生活支援等サービスの創出を図るため、地域のニーズや課題の把握、定期的な情報共有と多様な参画主体間の連携強化、さらには新たな担い手育成等に向けた資源の開発・整備に向けた企画・立案等を行う協議体を設置します。

今後この協議体については、市全体の整備方針や計画策定を担う第1層協議体と、日常生活圏域レベルで設置される第2層協議体をそれぞれ設置し、相互に機能分担しつつ、地域ケア推進会議や高齢者福祉政策等を所管する各種協議会等と連携しながら地域課題の解決と互助の力でつながりあう地域福祉の増進に資する効果的な運営を図っていきます。

②生活支援コーディネーターの配置

上記協議体の役割のなかで、情報の収集や現状の把握を踏まえた問題提起、資源の見える化と地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、目指す地域の姿に向けた意見の喚起等運営上の中心的なサポーター役を務める生活支援コーディネーターを第1層及び第2層に配置し、地域の民生委員やサロン等の世話人、認知症地域支援推進員等と連携しながら機動的な対応を推進していきます。



第5章 基本目標3)
**介護予防と持続的な心身の
健康づくり**

第5章 基本目標3) 介護予防と持続的な心身の健康づくり

1. 健康づくりの支援と各種サービスの推進

(1) 疾病予防、健康管理事業

①健康手帳の交付

<<施策・事業の目的と概要>>

健康に関する知識や健診結果、医療機関受診状況、介護状況等に関する自分の健康状況を記録できる手帳を、健診受診時や健康相談のときなどに随時交付しています。(担当：医療健康課)

【実施状況(交付数(人))】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
健康手帳交付数	775人	688人	680人

<<今後の方向・取り組み>>

主に健診会場で健康手帳を交付しており、各種健診や健康相談と普段の健康状態の記録として活用しています。新規、更新者に対し発行していることから、今後も継続して交付していきます。

②健康教育

<<施策・事業の目的と概要>>

特定健診、一般健診、骨粗鬆症・歯周疾患検診等の受診者の事後指導、7520よい歯の認定、その他市民対象の健康教育を、市広報、市ホームページ等で周知して実施しています。市民ウオーク等も市広報、市ホームページで周知を図っています。(担当：医療健康課)

【実施状況(開催回数と延参加者数)】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
開催回数	490回	590回	550回
参加者数	4,786人	6,660人	6,000人

<<今後の方向・取り組み>>

参加者の固定化傾向がみられるため、広く周知し新規参加者増に向けて取り組んでいきます。

③健康相談

<<施策・事業の目的と概要>>

各地区で毎月開催している定例健康相談は、来館者が少なく固定化していますが、相談日を心待ちにしている様子がうかがえます。各地区巡回相談では、閉じこもりがちな冬の時期にあわせているため、参加者同士の交流の場になっています。(担当：医療健康課)

【実施状況(開催回数と延参加者数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
開催回数	174 回	265 回	260 回
参加者数	1,838 人	1,967 人	1,900 人

<<今後の方向・取り組み>>

気軽に相談できる場として定着しており、今後も継続していきます。

④特定健康診査・後期高齢者健康診査・一般健康診査等

<<施策・事業の目的と概要>>

40歳以上の市民を対象に集団・個別・市民ドックの方法で健診を実施しています。平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、市では40～74歳の国保加入者に特定健診、後期高齢者医療制度加入者に後期高齢者健診を実施しています。骨粗鬆症検診は40～70歳の節目検診時と偶数年齢の女性に実施し、歯周疾患検診は40～70歳の節目検診時に実施しています。また、20～39歳までの健診を受ける機会のない方を対象にさわやか健診を実施しているほか、40歳以上を対象にした市民ドックを実施しています。(担当：医療健康課)

【実施状況(受診者数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
特定健診	1,967 人	1,902 人	1,799 人
一般健診	9 人	16 人	17 人
さわやか健診	66 人	58 人	49 人
後期高齢者健診	1,304 人	1,222 人	1,179 人
肝炎ウイルス検診	15 人	17 人	14 人
骨粗鬆症検診	407 人	421 人	379 人
歯周疾患検診	15 人	21 人	22 人

<<今後の方向・取り組み>>

生活習慣病予防を目指す特定健診ですが、受診率は低迷しています。特に若年層の受診率が低いため、今後は、若年世代への生活習慣病予防の意識付けと、受診行動へのきっかけづくりなど、受診しやすい体制づくりに努めていきます。また、早くから歯の健康に関心を持ち、定期的に歯周疾患検診を受診するよう周知を図っていきます。

⑤がん検診

<<施策・事業の目的と概要>>

健康増進法に基づき、肺がん等検診、胃がん検診、大腸がん検診は40歳以上を対象に、前立腺がん検診は50歳以上の男性に、集団・市民ドックの方法で実施しています。

子宮頸がん、婦人科超音波検診は20～39歳までは年に1回、40歳以上は偶数年齢の女性を対象に実施しています。乳がん検診は40歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施しており、子宮がん・乳がん検診は集団・個別・市民ドックの3つの方法で実施しています。(担当：医療健康課)

【実施状況(受診者数)】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
胃がん検診	2,050人	1,871人	1,797人
大腸がん検診	3,644人	3,437人	3,124人
子宮頸がん・婦人科 超音波検診	580人	640人	583人
乳がん検診	554人	623人	517人
前立腺がん検診	1,194人	1,151人	1,109人
肺がん等検診	3,269人	3,113人	3,052人

【精密検査受診率(平成27年度)】

(%)

胃がん	肺がん等	大腸がん	乳がん	子宮がん	平均
80.8	80.0	66.8	60.0	60.0	75.4

<<今後の方向・取り組み>>

がんの早期発見・早期治療を可能とするがん検診受診率の向上を図るため、普及・啓発に努めるとともに、がん検診受診後要精密検査者の受診率が100%になるよう取り組んでいきます。そして引き続き市民が受診しやすい体制づくりの構築を目指していきます。

⑥訪問指導

<<施策・事業の目的と概要>>

健康増進法において 40 歳以上の市民を対象に、訪問による相談や指導を行っています。健康支援の観点で、疾病予防・健康管理が主な目的です。(担当：医療健康課)

【実施状況(訪問指導日数及び人数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
訪問指導日数	86 日	64 日	70 日
訪問指導人数	238 人	172 人	200 人

<<今後の方向・取り組み>>

今後も引き続き、健診や健康相談等と関連して必要な場合に実施していきます。

⑦特定保健指導

<<施策・事業の目的と概要>>

メタボリックシンドロームに着眼した健診・指導を導入しています。特定保健指導対象者に対して、自らの生活習慣を見直して健康管理ができるように啓発します。(担当：医療健康課)

【実施状況(支援者数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
積極的支援	14 人	21 人	8 人
動機付け支援	99 人	92 人	48 人

<<今後の方向・取り組み>>

健診受診を、自らの生活習慣を見直す機会とし、また、早期の生活習慣病のリスクを見つけることで今後の生活における健康管理を自らできるよう取り組んでいきます。

⑧感染症予防

<<施策・事業の目的と概要>>

65 歳以上の高齢者等(60 歳以上の高リスク者を含む)を対象にした予防接種として、肺炎球菌ワクチンを市内医療機関で接種する場合、3,000 円を補助する制度を平成 15 年から全国に先駆け実施してきました。平成 24 年度からは、1 回目の接種から 5 年以上経過後の 2 回目の接種についても助成を行っています。

また、インフルエンザワクチンについても、65 歳以上高齢者等(60 歳以上の高リスク者含む)が県内医療機関で接種する場合、1,500 円の補助を実施しており、予防接種を奨励しています。(担当：医療健康課)

【実施状況(接種者数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
肺炎球菌ワクチン	849 人	755 人	750 人
インフルエンザ ワクチン	6,896 人	7,031 人	7,000 人
結核検診	3,269 人	3,113 人	2,961 人

＜＜今後の方向・取り組み＞＞

平成 26 年度（10 月～）から高齢者の肺炎球菌予防接種が任意接種から定期接種に変更になり、県内医療機関での接種も可能となりましたが、初めて接種開始される自治体向けの実施概要（節目年齢で初回接種対象のみ）のため、市では今まで同様に実施し、さらに平成 29 年度からは、前回接種から 5 年以上経過している場合、市内医療機関での接種のみ 3 回目以降の接種についても助成を行っています。

(2) 健康づくりを支援するサービスの推進

①保健センターの充実

＜＜施策・事業の目的と概要＞＞

市民の健康に対する意識が高まり、ニーズが多様化し、専門性の高い課題が増えています。各専門職種の配置のほか、地域及び関係機関との連携強化を図っていきます。（担当：医療健康課）

【運営状況(委員数・会議回数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
委員数	15 人	15 人	15 人
会議回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年

＜＜今後の方向・取り組み＞＞

保健センターでは、今後も地域・各種団体・関係機関との連携を図り、保健センター運営委員会等で、健康づくりを支援していく事業展開について検討し実施してまいります。（担当：医療健康課）

②心の健康づくり、自殺対策

＜＜施策・事業の目的と概要＞＞

秋田県は自殺による死亡率が高く、全県をあげて対策に取り組んでいます。現在は、心の健康づくり講演会や心の交流サロンを開催し普及・啓発を図るとともに、臨床心理士による個別相談、保健師の個別訪問（ホッと・あい訪問）を実施しています。また、心のふれあい相談員の養成を行うとともにネットワーク会議の開催などにより市民の健康づくりを支えるため関係機関と連携して支援できる体制づくりを行っています。（担当：医療健康課）

【各種相談等実施状況(延参加者数)】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
対面相談	心の個別相談	6 人	2 人	4 人
	ホッとあい訪問	354 人	384 人	350 人
心のふれあい相談員養成		6 人	11 人	15 人
普及啓発	心の絆号	32 人	34 人	43 人
	心の交流サロン	190 人	251 人	230 人
	心の健康づくり 講演会	283 人	160 人	160 人

＜＜今後の方向・取り組み＞＞

心の健康づくり巡回相談「ホッと・あい訪問」を継続し、全市の高齢者の心の健康状態を確認して集いの場づくりを行っていきます。また、若年層のひきこもり対策、自殺未遂者対策への取り組みが今後の課題です。

③市民の自主的な健康づくり活動の支援

＜＜施策・事業の目的と概要＞＞

食生活改善推進員の活動は市民の健康長寿を目指すものであり、うす味噌好の普及、メタボリックシンドローム等に由来する生活習慣病予防のための食育活動、高齢期における望ましい食事と栄養改善につなげる支援をしています。また、元気高齢者を目指しての介護予防運動教室が各地区で開催されており、介護予防ボランティアと健康づくり実践グループには、地域の健康づくりのリーダーとして自主的な活動が定着するように支援しています。(担当：医療健康課)

【各種推進員・会員】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
食生活改善推進員	97 人	95 人	93 人
結核予防婦人会員	2,322 人	2,122 人	1,985 人

＜＜今後の方向・取り組み＞＞

地区サロンのリーダーや健康づくりボランティア等を対象に、継続して活動を支援していきます。また、食生活改善推進協議会・結核予防婦人会等の活動支援も継続して行っていきます。

④「第2期けんこう北秋田21計画」に基づく市民の健康づくり活動の推進

<<施策・事業の目的と概要>>

「第2期けんこう北秋田21計画（平成29～38年度）」に基づき、健康づくり事業を展開しています。また、肺炎による死亡率を減少させるための健康教育と予防接種勧奨、75歳以上で自分の歯を20本以上保つ「7520運動」の推進と定着を図っております。ロコモティブシンドロームの予防に向けて各地区において運動教室を行っていきます。（担当：医療健康課）

<<今後の方向・取り組み>>

高齢期においては健康寿命の延伸に向けて、積極的に地域・社会との交流を図り、心身の健康づくりに努め、疾病予防・介護予防に取り組むことができるよう事業展開を図っていきます。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活が続けられるよう、平成 29 年 4 月より、地域支援事業にて介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しています。この総合事業は、要支援者等に必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、一般高齢者を含めた全ての高齢者に対して住民運営の通いの場の充実等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。

① 介護予防・生活支援サービス事業

<<施策・事業の目的と概要>>

従来の介護予防給付と同等のサービス基準とする訪問介護相当サービスと通所介護相当サービスに加え、理学療法士等の訪問による効果的なりハビリ指導を目的とした短期集中予防サービスにより自立支援に資する事業を実施しています。

1) 訪問介護相当サービス

ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問介護相当サービス見込量	1,680 人 30,000,000 円	1,680 人 30,000,000 円	1,680 人 30,000,000 円

2) 通所介護相当サービス

デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、食事などを提供するサービスです。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
通所介護相当サービス見込量	1,824 人 50,400,000 円	1,824 人 50,400,000 円	1,824 人 50,400,000 円

<<今後の方向・取り組み>>

高齢者が地域で生きがいを持って生活を継続するには、医療・介護サービスの提供のみならず、見守りや安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除など、多様な生活支援サービスや新たな担い手確保に資する高齢者の積極的な社会参加の場が求められており、今後は地域団体をはじめ NPO やボランティアなどの多様な事業主体と連携しながら、きめ細かな生活支援サービスの整備・充実を図っていきます。

②一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業

<<施策・事業の目的と概要>>

健康増進事業を含めた介護予防事業として、60歳以上の方を対象に、介護予防に関する基本的な知識を広く普及し、実践につなげることが重要であることを啓発するため、事業を実施しています。また、地域に出向いて各種教室を開催してロコモティブシンドローム・サルコペニアの予防を含めた運動機能・口腔機能・栄養機能・認知症についての介護予防の普及・啓発に努めています。(担当：医療健康課・地域包括支援センター)

【実施状況】

介護予防普及啓発事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
パワーリハビリ教室	2,006 人 (実人数 117 人)	2,085 人 (実人数 120 人)	2,000 人 (実人数 110 人)
のびのび運動教室	1,161 人 (実人数 234 人)	1,786 人 (実人数 252 人)	2,000 人 (実人数 263 人)
自治会主催運動教室・サロン	453 人 (実人数 108 人)	438 人 (実人数 129 人)	350 人 (実人数 100 人)
はつらつ栄養教室	208 人 (実人数 22 人)	230 人 (実人数 25 人)	120 人 (実人数 19 人)
まめまめ運動教室	1,138 人 (実人数 52 人)	1,124 人 (実人数 61 人)	1,104 人 (実人数 60 人)
あにまめ運動教室	223 人 (実人数 12 人)	224 人 (実人数 12 人)	279 人 (実人数 15 人)
出前介護予防講座	122 人	201 人	533 人

<<今後の方向・取り組み>>

介護予防普及啓発事業を、高齢者全てを対象に年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、広く実施していきます。また、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うことなどを目的とします。

2) 地域介護予防活動支援事業

<<施策・事業の目的と概要>>

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のため、ボランティア育成講座を開催しています。(担当：地域包括支援センター)

【ボランティア育成講座実施状況(参加回数と延参加者数)】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ボランティア 育成講座	実施回数	4 回	5 回	5 回
	参加者数	延 88 人	延 64 人	延 96 人

<<今後の方向・取り組み>>

地域包括ケアシステムの構築に向け効果的な介護予防が地域で実施できるよう、介護予防ボランティアの育成に努めます。

3) 地域リハビリテーション活動支援事業

<<施策・事業の目的と概要>>

「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。(担当：医療健康課・地域包括支援センター)

(2) 任意事業の推進

① 家族介護支援事業

<<施策・事業の目的と概要>>

要介護高齢者等を現に介護する家族に対して、健康相談、認知症サポーター養成講座等を実施、また普段の介護から離れて気分転換を促すための介護者相互の交流会等を開催します。(担当：地域包括支援センター)

【実施状況(交流会実施回数と人数)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
交流会開催回数	8 回	5 回	15 回
交流会延参加人数	延 71 人	延 61 人	延 100 人

<<今後の方向・取り組み>>

家族介護継続支援事業として、地域毎に交流会等を開催します。また認知症高齢者を介護している家族等に対しては介護者相互の情報の共有が図れるように支援します。

②成年後見制度利用支援事業

<<施策・事業の目的と概要>>

成年後見制度の申し立て、申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成を行います。今後認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれることから、制度の相談や利用に対応できる体制づくりを行います。(担当：地域包括支援センター)

【実施状況（支給実件数）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
相談延件数	17 件	21 件	30 件
申立件数	1 件	0 件	1 件

<<今後の方向・取り組み>>

まだまだ地域に浸透していない状況にあるため、引き続き制度の周知を図るとともに関係機関との連携に努めます。

③福祉用具・住宅改修利用支援事業

<<施策・事業の目的と概要>>

福祉用具・住宅改修に関する相談や情報提供、住宅改修費に関する問い合わせ等には、地域包括支援センターを中心に随時対応しており、今後も適切な対応に努めます。(担当：地域包括支援センター)

④認知症グループホームの家賃等助成事業

<<施策・事業の目的と概要>>

認知症グループホームの費用負担が困難な低所得者に対して利用者負担の軽減を行っている認知症グループホームを対象として、利用者一人あたり 5,000 円～25,000 円の助成を行います。(担当：高齢福祉課)

【実施状況】

	平成 29 年度(見込)
対象事業所	10 箇所
助成対象者数	21 人
助成額	2,190,000 円

3. 自立した生活を支える福祉サービスの推進

高齢者が住み慣れた地域において、安心して快適な暮らしを実現していくためには、介護保険サービスの利用のほか、要介護状態とならないための予防や日常生活を支える方策も必要であり、各種福祉サービスの充実とわかりやすい周知を図り、サービス利用を進めるとともに、介護保険サービスとの組み合わせなど、地域包括支援センターによるケアマネジメントのもと、包括的にサービスを提供します。

(1) 自立を支援するサービス

① 高齢者障がい者等外出支援サービス（外出支援サービス）

〈〈施策・事業の目的と概要〉〉

おおむね 65 歳以上の高齢者や障がい者（児）等で、公共交通機関の利用が困難で車いす、ストレッチャー対応が必要な方の通院、社会参加等に対し、移動手段の提供を行い、在宅生活の支援の向上を図ります。（担当：高齢福祉課）

【利用状況】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
高齢者障がい者 等外出支援 サービス	利用人数	167 人	135 人	110 人
	利用回数	延 3,701 回	延 2,547 回	延 2,400 回

② 生活管理指導員派遣（訪問介護）

〈〈施策・事業の目的と概要〉〉

おおむね 60 歳以上の要介護認定非該当者（自立と判断された方）で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方に対して、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、家事に関することや、各種相談助言、外出時の移動の介護などを行います。（担当：高齢福祉課）

【利用状況】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
生活管理指導員 派遣(訪問介護)	利用人数	3 人	2 人	1 人
	利用回数	延 84 回	延 54 回	延 10 回

③生活管理指導短期宿泊（短期入所）

<<施策・事業の目的と概要>>

おおむね 60 歳以上の要介護認定非該当者（自立と判断された方）で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方、もしくは身体上の障がいにより日常生活に著しく障がいがある方に、養護老人ホームや特別養護老人ホーム等に短期間宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに体調の調整を図ります。

今後も継続して実施し、自立生活を助長します。（担当：高齢福祉課）

【利用状況】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
生活管理指導員 派遣(短期入所)	利用人数	1 人	1 人	0 人
	利用日数	延 89 日	延 11 日	延 0 日

(2)一人暮らし等を支援するサービス

①食の自立支援（配食サービス）

<<施策・事業の目的と概要>>

おおむね 65 歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯の方、もしくは、障がい者のみの世帯の方で、自力では調理が困難な方に、食を通して自立した生活の保持及び安否確認も行います。（担当：高齢福祉課）

【実施状況】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
配食サービス	実人数	256 人	250 人	240 人
	配食数	延 35,274 食	延 40,264 食	延 36,857 食

②あんしん電話（緊急通報システム）

<<施策・事業の目的と概要>>

おおむね 65 歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯の方、もしくは、障がい者のみの世帯の方に、緊急通報装置を貸与し、緊急時に通報できるようにします。また、身近な困りごとの相談や安否確認も行い、精神的な不安の解消と日常生活の安全確保や不安のない暮らしを支援します。（担当：高齢福祉課）

【設置台数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
設置台数	417 台	380 台	385 台

③福祉の雪事業

<<施策・事業の目的と概要>>

住民税が非課税で、65歳以上のみの世帯、もしくは、65歳以上と障がい者や児童（中学生まで）のみの世帯及び、ひとり親と児童（中学生まで）のみの世帯で雪寄せが困難な世帯に、間口の除雪と雪下ろし等の援助を行い、冬期間の自立した生活の継続を可能にするとともに、安全・安心な暮らしを支援します。

本事業はシルバー人材センターや自治会等が担い手となり、実施しています。

冬期間の生活を支援する本事業は、今後ますます重要となっていくものと考えられることから、自治会等での組織づくりに努めていきます。(担当:高齢福祉課)

【実施状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
登録世帯	912 世帯	922 世帯	866 世帯
利用回数	6,463 回	8,255 回	10,000 回

(3)介護する家族を支援するサービス

①家族介護慰労金支給

<<施策・事業の目的と概要>>

寝たきりや認知症の高齢者で要介護4又は5に認定、もしくは同等の状態と認められている方が介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族、もしくは、重度認知症のある要介護3の高齢者等を介護している家族に対して、精神的及び経済的な負担を軽減するために慰労金を支給します。(担当:高齢福祉課)

【受給者数と支給月数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
登録者	143 人	94 人	70 人
支給月数	延 1,602 月	延 1,233 月	延 790 月

②家族介護用品支給

<<施策・事業の目的と概要>>

要介護認定が要介護4又は5に認定されている在宅の65歳以上の高齢者で、市民税非課税世帯に属している、介護保険料の滞納のない方が対象になり、本人又は家族に介護用品として紙おむつ等を支給します。各年度で75,000円が限度額です。(担当：高齢福祉課)

【登録者数と支給月数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
登録者	68人	55人	38人
支給月数	延524月	延477月	延300月

(4) 自宅を住みやすくするサービス

①高齢者住宅整備資金貸付事業

<<施策・事業の目的と概要>>

60歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の居室等の整備に、1人150万円まで貸付を行います。(担当：高齢福祉課)

【利用状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用者	0人	0人	0人

(5) 介護保険以外の施設サービス

①北秋田市生活支援ハウス

<<施策・事業の目的と概要>>

おおむね60歳以上で精神(認知症)の障がい認められず、自分のことができ、住宅事情や家族と同居できない理由がある方に、安心して健康で明るい生活を送れるよう居住機能、交流機能、見守りのある安心した生活を提供します。生活支援ハウスは、森吉生活支援ハウスとサポートハウスたかのすの2施設があり、今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。(担当：高齢福祉課)

【定員及び利用者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用定員と利用者数(2施設計)	定員40人 利用者36人	定員40人 利用者35人	定員40人 利用者37人

②北秋田市合川高齢者生活支援施設

<<施策・事業の目的と概要>>

65歳以上で精神（認知症）の障がい認められず、自分のことがある程度できる方に、生活支援を行うために住居機能を提供します。

今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

（担当：高齢福祉課）

【定員及び利用者数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
合川高齢者 生活支援施設	定員 10 人 利用者 8 人	定員 10 人 利用者 9 人	定員 10 人 利用者 9 人

③北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑

<<施策・事業の目的と概要>>

65歳以上で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政令で定める者に限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な方、又は養護者がいない等の理由で、居宅で生活することが困難な方で市長が適当と認めた方が利用する、老人福祉法第 20 条の 4 に定義された老人福祉施設です。

今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

（担当：高齢福祉課）

【定員及び利用者数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
もろび苑	定員 50 人 利用者 50 人 (うち他市 8 人)	定員 50 人 利用者 50 人 (うち他市 8 人)	定員 50 人 利用者 49 人 (うち他市 7 人)

④軽費老人ホーム（A型）大野台エコーハイツ

<<施策・事業の目的と概要>>

県内に6か月以上在住するおおむね60歳以上の身寄りがいない方、又は家庭環境、住宅事情等で家族と同居できない方で、原則的には自立した方が利用する、老人福祉法第20条の6に定義された老人福祉施設です。

施設の老朽化が課題となっています。（担当：高齢福祉課）

【大野台エコーハイツ定員及び利用者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
大野台エコーハイツ	定員 50人 利用者 45人	定員 50人 利用者 44人	定員 50人 利用者 45人

(6)その他の高齢者を支えるサービス等

①救急医療情報キットの配布

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者世帯、健康に不安を抱えている世帯等に、救急や緊急時に迅速に支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報用紙を入れるボトルを無料で配布しています。

万一の際の迅速で適切な救急活動に役立て、高齢者の日常生活の安心と安全が図られるよう、事業の周知と利用の促進に努めます。

第6章 基本目標4)
高齢者の生きがいづくりと
活動の場づくり

第6章 基本目標4) 高齢者の生きがいつくりと活動の場づくり

1. 高齢者の元気づくりの促進

(1) 生きがいつくりと社会参加の促進

①生涯学習活動・スポーツ・レクリエーション活動

高齢者が、心豊かな生きがいのある人生を送るために、生涯にわたって学習・スポーツ・レクリエーションに親しむことは重要であり、介護予防の視点からもその効果が期待されます。何かに関心を持って様々な活動に参加している高齢者は、活動的で元気であり、その活動の場を広げて地域の活力にもなっていることから、今後も、学習活動等に多くの高齢者が参加し、意欲的な活動ができるように支援し、その成果や元気が地域に広げられるよう取り組みます。

②北秋田地域シルバー人材センター活動の支援

高齢者がこれまでの経験と意欲・能力を仕事で発揮する場のひとつとして、『一般社団法人北秋田地域シルバー人材センター』が設置されています。働く意欲のある高齢者の就業拡大、会員の増員、受注種類の拡大など、シルバー人材センター事業について情報提供や活動の支援に努めます。

③老人クラブなどの育成・補助

高齢者の生きがいと健康づくり、社会奉仕、地域交流活動を行っている単位老人クラブと市老人クラブ連合会に、活動費の補助をして支援しています。会員数が減少傾向で、クラブ数についても維持が難しいクラブもみられますが、今後は介護予防の地域の担い手として取り組んでいただき、会員も地域の仲間も元気になる推進役としての活動を働きかけます。

④「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム」の推進

高齢者の社会参加を促進するための県民運動「日本一高齢者が元気な秋田」を目指す「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム2014」に基づき、関係機関と連携して、地域と協働で取り組み、社会活動に参加する高齢者を増やしていきます。

⑤その他行事・地域での活動の推進

1) 北秋田市敬老式

老人の福祉について関心と理解を深めるとともに、老人自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的とし、75歳以上の方々を対象に市内10会場で敬老式を開催します。

2) 活動の場づくり

元気な高齢者としての意識改革、健康づくりや地域づくりなど様々な活動に高齢者の参加が広がるように、気軽に過ごせるふれあいの場づくりや外出支援などもあわせて進めます。

3) 百歳祝い金等贈呈

市内在住の100歳になられた方に、市から祝い金等を贈呈して長寿をお祝いします。「長寿祝い」が高齢者にとって励みとなるよう、今後も元気高齢者を祝い、健康で住みよいまちづくり事業のひとつとして実施します。

2. 多様な交流活動・地域活動の推進

(1) 支えあい活動の拡充

高齢者が、市社会福祉協議会や地域団体と連携し、元気な高齢者が見守りの必要な高齢者を支える取り組み、地域の子どもたちの見守りや子育て支援、地域の安全活動など、従来からの活発な活動を支えながら、さらなる地域でのボランティア活動を推進します。

(2) 交流機会の拡充

少子高齢化が進むなか、高齢者が子や孫世代に自分の体験を伝えたり、ともに過ごすことは、高齢者だけでなくほかの世代にも大切なことです。高齢者と他の世代が交流し、ともに活動できる場を様々な場面で拡充できるように努めます。今後は、保育所や小学校での世代間交流事業のほか、地域での自主活動を支援するとともに、高齢者が気軽に集まることのできる場の拡充を推進します。

第7章 基本目標5)
高齢者をやさしくつつむ
環境づくり

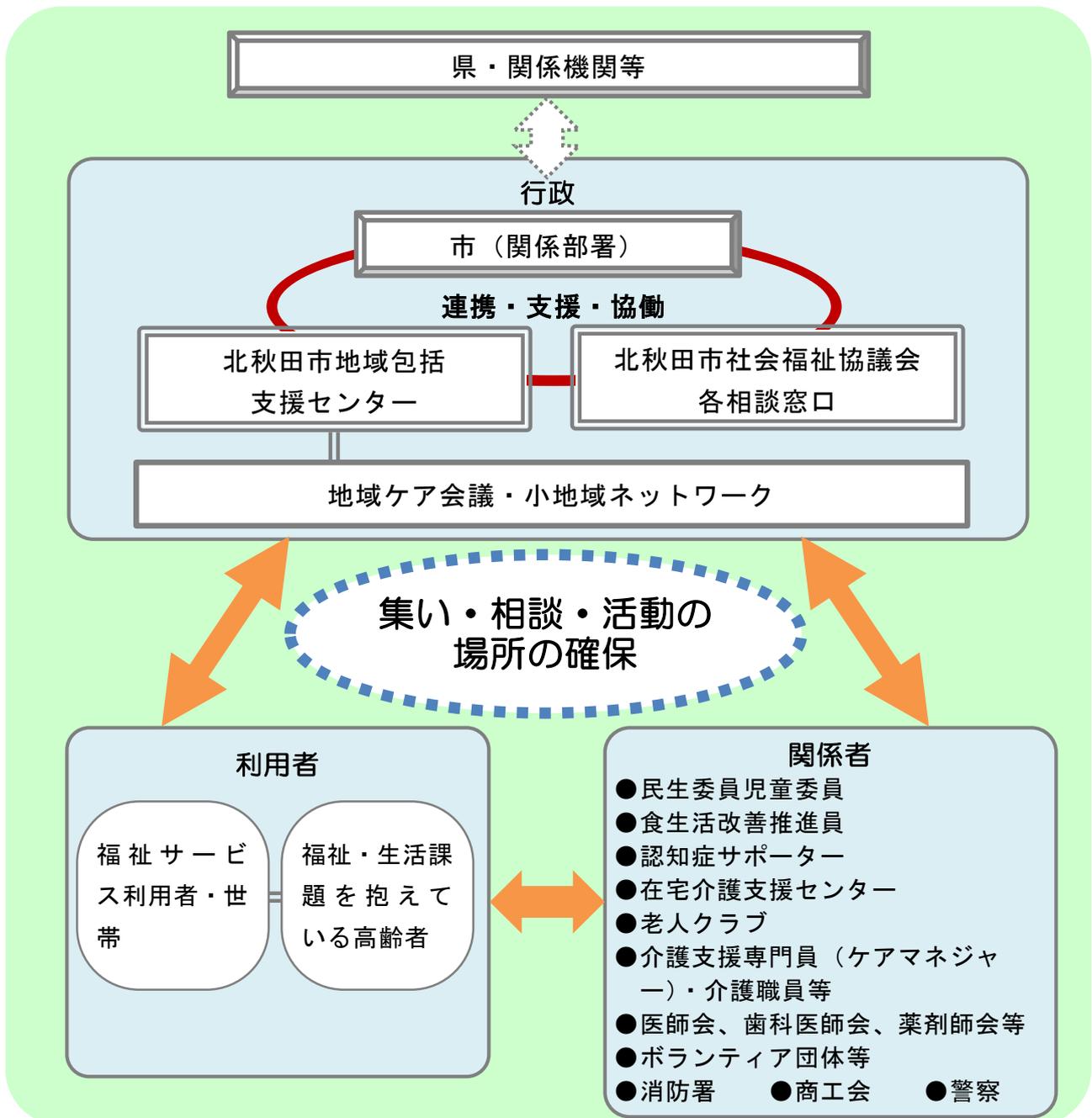
第7章 基本目標5) 高齢者をやさしくつつむ環境づくり

1. 地域全体で支えあう体制づくりの推進

(1) 安心して暮らせる支援体制の向上

地域包括支援センター、保健部門、医療部門、福祉部門が連携して、地域ケア体制とネットワークづくりを進めていきます。認知症のある高齢者の支援や介護予防事業の拡充などを進めていく上でも、地域住民の理解と協力が必要となっており、小地域（町内会単位等）を基本とした各種活動に取り組みます。

【地域ケア体制】



2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 高齢者など人にやさしいまちづくり

① 安心して暮らせる生活環境の向上

高齢者や障がい者の活動に配慮した公共施設や道路等の整備を、県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、必要性・緊急性を踏まえて促進します。

② 高齢者住宅整備資金貸付事業(再掲)

高齢者の居室の整備につき、1人150万円まで貸付する制度です。

また、多様な住まいについては市内に生活支援ハウス等を確保しており、これらの適切な利用を促進するなどして、安心できる住まいの確保を支援します。

③ 多様な住まいの確保に関する支援

公営住宅のバリアフリー化等により、高齢者の在宅生活における転倒予防や日常動作のしやすさを支援します。

(2) 災害・防犯対策の充実

① 防災対策及び避難行動要支援者対策の推進

災害時における高齢者及び障がい者等の支援を適切かつ円滑に実施するための「災害時要援護者避難支援プラン」や福祉避難所に関して、個別台帳の整備及び管理を行い、災害時に適切な対応ができるよう避難訓練等を実施して防災意識の高揚に努めます。

② 福祉避難所の指定と運用

福祉避難所の利用の対象とされている「身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者」に対して、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備に取り組みます。

③地域安全活動

交通安全、防犯、防災対策は、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常的な見守り活動が、自らの生活を守ることと再認識されるようになりました。高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加するなか、高齢者自身の意識に働きかけるとともに、民生委員等地域との連携を図りながら、見守り活動が効果的に展開できるように取り組めます。

(3)住民参加型のまちづくり

①社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の拠点である北秋田市社会福祉協議会は、相談事業をはじめ、小地域ネットワーク活動など多様な活動・事業を展開しています。身近な小地域での支えあいや各種活動がますます重要となっており、今後も広く住民の理解と参加促進に取り組み、小地域ネットワークの形成を支援します。

②民生委員等との連携による地域保健福祉推進の体制づくり

地域の民生委員等と連携・協力し、住民同士がお互いに助けあい支えあいがながら地域の保健福祉を推進する地域づくりを目指します。

③ボランティア活動の活性化

福祉の心を育て、実践するボランティアの育成が特に重要です。今後も、小中学生のボランティア活動をはじめ、ネットワーク推進活動等の支えあい活動の育成に努めます。あわせて、高齢者のことを知り、温かい心で人と接することができるように、ボランティア活動や福祉教育の推進活動を支援します。

3. 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がいのある人や精神障がいのある人で判断能力が十分でない人の権利を擁護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。これらの制度は、認知症や障がいによって、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立した生活ができるように、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。そこで、地域包括支援センターを中心として、誰もが住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が送れるよう、相談業務や関係機関との連携のなかで支援の必要な方のサポートに努めます。また、このような権利擁護の制度があることを広く市民に周知・啓発を行っていきます。

そして、身寄りのない人や親族の協力が得られない人などについても、この制度の適切な利用を可能とするため、市長が支援を行う申立て制度（成年後見制度利用支援事業）の活用を引き続き努めます。

また、判断能力が一定程度あるが十分でない高齢者の福祉サービス等の手続きや日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）の利用についても、社会福祉協議会などの各関係機関と連携し、周知及び活用促進に努めていきます。

(2) 高齢者の人権を尊重するまちづくりの推進

高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、物理的・心理的・制度的な障がいや障壁のないユニバーサルデザインによる社会を目指していかなくてはなりません。

そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、関係機関との連携により「こころのバリアフリー」の普及・啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

第8章 計画の評価・検証

第8章 計画の評価・検証

1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて

今後の超高齢社会に対応し、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

(1) 介護保険事業の推進と進行管理

本市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について調査や審議を行います。

(2) 事業評価の実施

利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多面からの確認を行います。

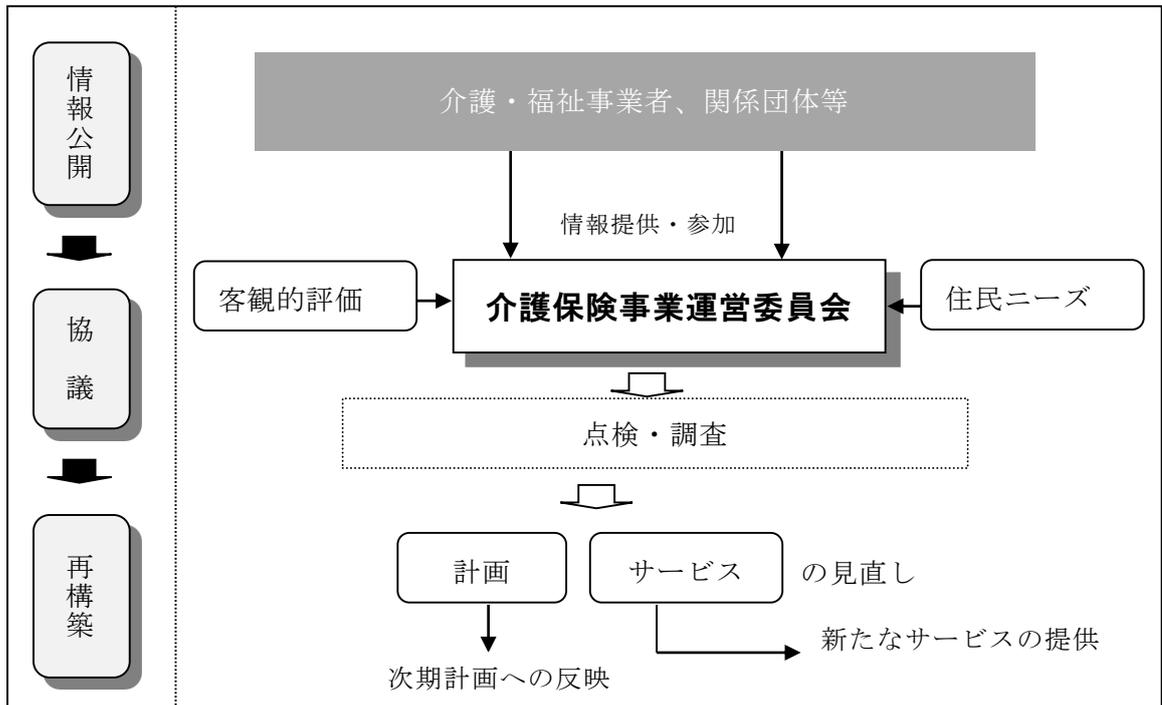
(3) 広報・啓発

計画を効果的に推進するため、市の広報やホームページ等により計画の策定趣旨や計画内容を公開し、意識の向上や啓発に努めます。

2. 計画の進行管理と推進について

本計画の実現に向けて、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。また、施策の推進については、行政だけでなく、市民、介護・福祉事業者、関係団体等と連携して取り組んでいくことが必要です。

そのため、介護保険運営協議会等を通じて、本計画の実施状況、進捗状況を点検評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に適合し、効果が上がると考えられる事業実施方法を検討するなど、積極的に福祉サービスの進行管理を行っていきます。さらに計画の円滑な推進に向け、庁内関係各課の連携を密にします。



參考資料

参考資料

北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会

(1) 開催状況

案件が高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に関するもの

(平成28年度)

第3回委員会

開催日時 : 平成29年3月29日(水) 午後1時30分

開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室

出席委員数 : 委員数15名中 出席委員15名

案件 : ①各運営委員会について
②第7期計画策定について
③介護新規施設視察について

(平成29年度)

第1回委員会

開催日時 : 平成29年6月8日(木) 午後6時30分

開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室

出席委員数 : 委員数14名中 出席委員13名

案件 : ①第6期計画の進捗状況について
②第7期計画策定について

第2回委員会

開催日時 : 平成29年9月15日(金) 午後6時30分

開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室

出席委員数 : 委員数14名中 出席委員13名

案件 : ①各種アンケート調査結果について
②介護保険施設整備計画について

第3回委員会

開催日時 : 平成29年12月7日(木) 午後6時30分

開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室

出席委員数 : 委員数14名中 出席委員13名

案件 : ①第7期介護保険事業計画について
②施設整備方針について

第4回委員会

開催日時 : 平成30年1月11日(木) 午後6時30分
開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室
出席委員数 : 委員数14名中 出席委員13名
案 件 : ①第7期計画について

第5回委員会

開催日時 : 平成30年2月19日(月) 午後6時30分
開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室
出席委員数 : 委員数14名中 出席委員 名
案 件 : ①第7期計画(案)について

(2) 答申

介護保険料答申

答申日時 : 平成30年1月26日(金)
答申場所 : 北秋田市役所 応接室
答 申 者 : 北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会
委員長 奈良正人

第7期計画答申

答申日時 : 平成30年3月7日(水)
答申場所 : 北秋田市役所 応接室
答 申 者 : 北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会
委員長 奈良正人

(3) 北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 北秋田市の高齢者福祉及び介護保険事業の適切な運営、公正・中立性の確保、その他サービス等の円滑、かつ、適正な運営を図るため、北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下「居宅サービス等」という。）の質の確保並びに運営評価に関すること。
- (2) 居宅サービス等に係る事業所の指定、変更、取消し等に関すること。
- (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の指定基準並びに介護報酬の設定に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等の質の確保及び運営評価に関すること。
- (5) 地域密着型サービス等に係る事業者の指定、変更、取消し等に関すること。
- (6) 施設サービス事業者の選定に関すること。
- (7) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関すること。
- (8) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（地域包括支援センター及び保健事業に係る部分を除く。）の推進に係る評価、検証等に関すること。
- (9) その他前条に基づいて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、15人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療、保健及び福祉分野関係者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 高齢者福祉サービス及び介護保険サービス利用者又はその家族
- (4) 介護サービス事業者
- (5) その他見識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長になる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長がこれを招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、運営委員会の円滑な推進を図るため、必要に応じて委員を構成員とする部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員の在任期間中及び委員を辞職した後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、北秋田市健康福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員の任期は、第4条の規程にかかわらず、この要綱施行後に委嘱を受ける委員の任期に限り、平成21年3月31日までとする。

附 則

この告示は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年5月15日から施行する。

(4) 委員会組織

《運営委員（敬称略）》

委員長：奈良 正人

副委員長：三浦 正基

No.	選任分野	氏名	資格等	選任地区
1	医療分野	奈良 正人	医師	鷹巣
2	〃	加賀谷 保	歯科医師	鷹巣
3	保健分野	松橋 セツ子	保健師	森吉
4	〃	簾内 陽子	看護師	鷹巣
5	福祉分野	桜庭 久美子		鷹巣
6	〃	工藤 輝満	社会福祉士	合川
7	第1号被保険者	澤田 眞理子		鷹巣
8	〃	三浦 正基		合川
9	第2号被保険者	鈴木 要		森吉
10	〃	佐藤 まり子		阿仁
11	介護サービス事業者	櫻田 美穂子		鷹巣
12	〃	佐藤 敏博		阿仁
13	介護保険サービス利用者（家族）	堀内 和香子		鷹巣
14	その他見識を有する者	庄司 光子		阿仁

北 秋 田 市
高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

発行日：平成 30 年3月

編集・発行：北秋田市 健康福祉部 高齢福祉課

〒018-3392

秋田県北秋田市花園町 19 番1号

TEL 0186-62-1112